

天理市地域福祉計画・地域福祉活動計画
(答申)

令和3年6月

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 地域福祉とは・・・？.....	1
2 計画策定の趣旨.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画の期間.....	4
5 計画の策定方法.....	4
6 地域福祉活動圏域.....	5
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	6
1 地域福祉に関わる国・県の動向.....	6
2 天理市の地域福祉を取り巻く状況.....	8
3 地域福祉の推進に向けた重点課題.....	34
第3章 計画の基本的な考え方	37
1 基本理念.....	37
2 基本目標.....	38
3 施策の体系.....	39
第4章 施策の展開	40
基本目標Ⅰ みんなで支え合う地域福祉の推進（人づくり）.....	40
基本目標Ⅱ 暮らしを支える地域福祉施策の推進（仕組みづくり）.....	56
基本目標Ⅲ いきいきと暮らせる生活環境づくりの推進（環境づくり）.....	70
第5章 計画の推進に向けて	76
1 計画の普及啓発.....	76
2 市民、地域、事業者、行政の協働による計画の推進.....	76
3 地域福祉の推進体制.....	77
4 計画の進行管理・評価.....	78
資料編	79
1 策定の経過.....	79
2 天理市地域福祉計画審議会条例.....	80
3 天理市地域福祉計画審議会 委員名簿.....	81
4 用語解説.....	82

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉とは・・・？

私たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化・核家族化の進行、経済の低成長、地域の連帯感の希薄化などにより、これまでとは異なった状況になってきています。

地域の住民一人ひとりが安心して暮らせる環境と幸せな生活を実現していくためには、それぞれの地域の特性に合わせた福祉サービスの提供だけでなく、地域住民がともに支え合い、助け合っていくことが大切です。

すべての市民一人ひとりの生活様式を大切にしながら、高齢、障害、その他のさまざまな事情から福祉サービスを必要とするようになっても、これまでの家族、友人、知人とのつながりを大切に、文化やスポーツ、芸術、趣味などの社会的な活動に参加していくことで、誰もが自分らしく、誇りをもって、地域の一員として安心していきいきと暮らすことができる福祉のまちづくりの実現が「**地域福祉**」です。

そのためには、

住民自身による「**自助**」、

地域住民がお互いに助け合う「**互助・共助**」、

行政などが取り組む「**公助**」、

住民と行政がそれぞれの特長を生かしながら「**協働**」することが重要となります。



2 計画策定の趣旨

わが国は、急速な少子高齢化に伴い、ひとり暮らしや高齢者夫婦のみ世帯などの高齢者のみの世帯が増加し、要介護者が増加している一方で、人口減少により、急激な介護力不足が予想されています。

さらに、地域コミュニティの変容に伴う住民同士の関係の希薄化による地域の子育て力や見守り力の低下、子育ての孤立や児童虐待、いわゆるフリーターやニート、引きこもりの増加に加え、高齢化が相まって顕在化している 8050 問題、格差社会を背景に顕在化している生活困窮者問題や子どもの貧困問題、発達障害やその疑いのある子どもの増加、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケアを抱える世帯）の増加など、世代等を超えた複雑多様な生活課題、制度の狭間にある課題に対応していくことが求められています。

このような社会状況にあるなか、国では、子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず、すべての人々が一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざした取組を始めており、本市でもその対応が求められています。

これからの福祉のあり方としては、行政だけが推進していくのではなく、多様な地域生活課題に対して、地域住民が主体となって参加するとともに、専門職、親族や友人、福祉活動を担う人、ボランティア、民生委員・児童委員、NPO、事業者等、さまざまな関係者が地域における新たな支え合いのネットワークを形成して、互いに支え合うことが必要です。

本市においては、これまで「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者まほろば計画」・「障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康づくり計画」において、それぞれの分野別に福祉の推進を図ってきました。

本計画は、個別の保健福祉計画を内包する総合的・包括的な計画として位置付け、地域福祉に関わる取組の実施状況や社会経済情勢、市民のニーズなどを踏まえつつ、地域福祉計画と地域福祉活動計画とを一体的に策定し、さらなる地域福祉の推進を目指して策定するものです。

3 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

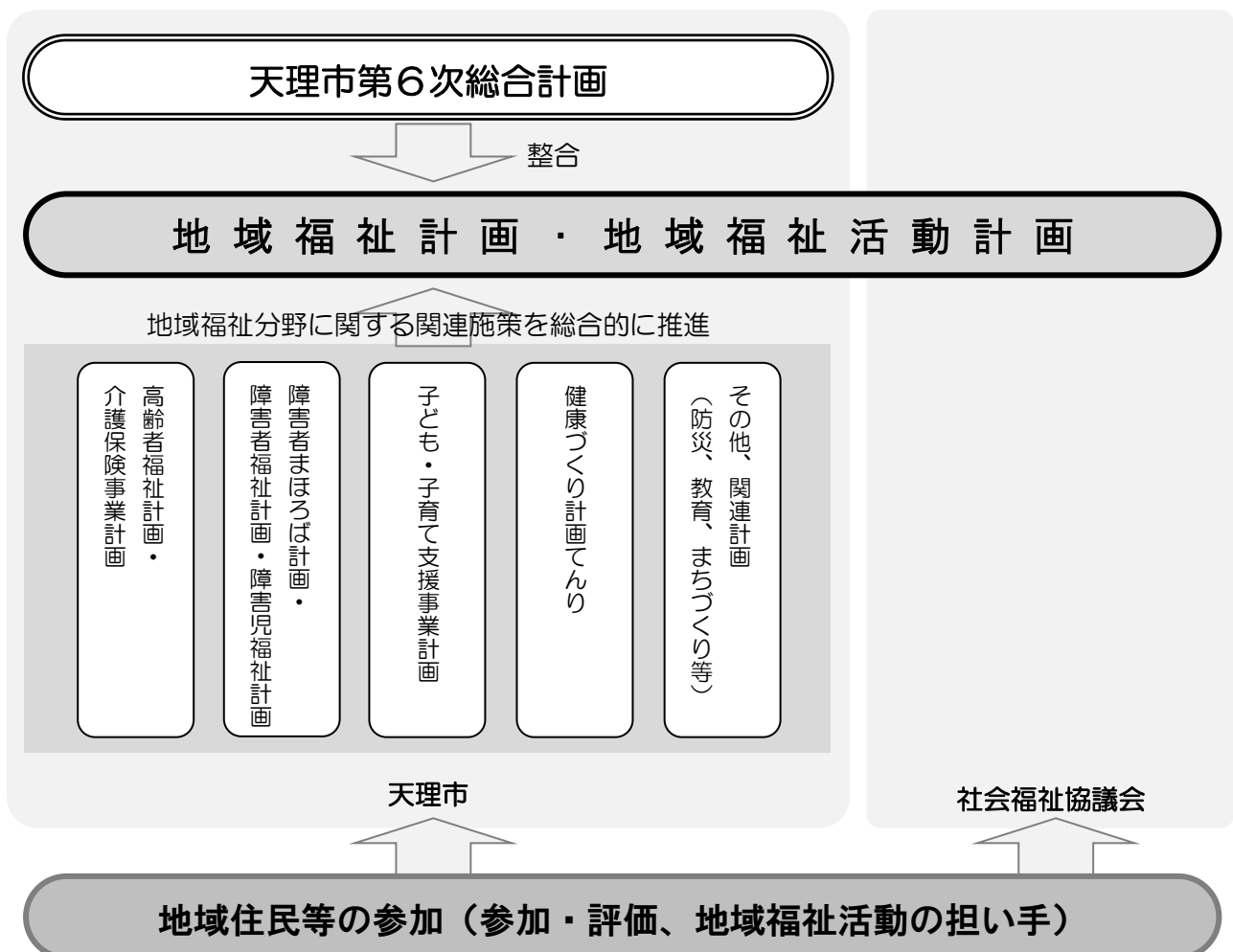
「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づいて市町村が策定する計画です。

「地域福祉活動計画」は、地域福祉を推進する上での実践的な計画として、社会福祉協議会が策定する計画です。

(2) 市の他計画との関係

地域福祉計画は、総合計画を上位計画とし、地域福祉を推進するための目標を定め、取組を体系化する基盤としての計画の性格を持つものです。

地域福祉推進のための基盤や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための、地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、天理市の地域福祉の推進を目的として相互に連携する必要があることから、行政と社会福祉協議会の協働により、両計画を一体的に策定し、同じ理念や方向性をもって天理市の地域福祉を推進していくものとしします。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）を初年度として令和7年度（2025年度）までの5年間で計画期間とします。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
天理市総合計画	第5次計画	第6次総合計画								
		前期基本計画					後期基本計画			
天理市地域福祉計画 ・地域福祉活動計画			本計画（第1次計画）				⇒ 次期計画へ			
天理市高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画	第7期計画	第8期計画			第9期計画		第10期計画			
天理市障害福祉計画 ・障害児福祉計画	第5期計画	第6期計画			第7期計画		第8期計画			
天理市子ども・子育て支援事業計画		第2期計画				⇒ 次期計画へ				
健康づくり計画てんり		第2次計画				⇒ 次期計画へ				

5 計画の策定方法

この計画は、現状を把握するために地区懇談会を実施するとともに、計画の策定にあたっては審議会での協議を行うなど、積極的な住民参加を得ながら策定しました。

（1）市民参画による計画づくり

市民及び地域福祉に携わる関係団体のニーズを的確に把握し、地域福祉に関する実態を踏まえた計画とするため、市内9地区で地区懇談会を実施するとともに、関係団体ヒアリング及びパブリックコメントを行い、市民参画を図りました。

（2）計画の策定体制

地域福祉施策は行政組織の幅広い部門に関連するため、庁内関係部署による「天理市地域福祉計画庁内策定ワーキンググループ」及び「天理市地域福祉計画庁内策定会議」において検討を行うとともに、地域福祉に携わる住民代表、学識経験者等で構成する「天理市地域福祉計画審議会」を開催し、今後展開する施策についての協議を行いながら策定しました。

6 地域福祉活動圏域

地域福祉活動は、近所というごく小さな範囲から、市全域を俯瞰する大きな圏域までのいくつかの階層に分かれて行われ、それぞれの階層に応じた機能や役割が求められます。また、各層をまたいだ円滑な情報共有や連携が行われることにより、市全体としての地域福祉が推進されます。

(1) 第1層 近所

日常の挨拶や近所付き合いを通じて、お互いの変化や異変に気づいたり、災害などの緊急時には、実際に助け合ったりすることが期待できる圏域です。

(2) 第2層 小圏域

およそ町レベルの圏域で、町内会や自治会、長寿会、自主防災組織等を通じて、地域の防犯や防災活動をはじめ、趣味や特技を生かしたサークル活動や付き合いが日常的に行われている範囲です。日常の活動や交流の中で、お互いの変化や求めていることへの気づきが期待されます。

(3) 第3層 中圏域

およそ小学校区の範囲にあたり、民生児童委員協議会や商工連盟等が組織されるレベルで、公民館や幼稚園、保育園、こども園、小学校等を拠点として行政機関や地域の事業所等とも連携しながら、組織的な自治活動や福祉活動が行われる圏域です。より小さな圏域からの情報共有や、ボランティアによる見守り活動などを通じて、地域での課題の把握や解決を試みるとともに、より大きな圏域へつなぐ取組が期待される圏域です。地域包括支援センターは2～3圏域を統括して高齢者福祉の総合相談窓口として設置されています。

(4) 第4層 大圏域

市全体にわたる基幹的な相談支援機関を運営するほか、各種計画の企画や施策を推進する役割があり、社会福祉協議会や行政機関が担います。専門的かつ複合的で高度な課題への対応を行い、各層の役割を整理していくことを通じて、包括的な相談支援体制の構築を推進します。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 地域福祉に関わる国・県の動向

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

団塊の世代のすべてが75歳以上の後期高齢者となる令和7年(2025年)を目途に、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方は、高齢者のみならず、障害のある人の地域生活への移行や、困難を抱える地域の子どもや子育て家庭に対する支援等にも通じます。これまでの、高齢期におけるケアを念頭に置いたシステムから地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備を進め、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってく必要があります。

(2) 生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携

平成25年(2013年)12月に成立した「生活困窮者自立支援法」に基づき、「生活困窮者自立支援制度」が導入されました。この制度では、経済的課題だけでなく、本人の状況に応じできる限り幅広い支援を行うこと、さらに生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、社会資源の開発などを通じて、住民が「相互に支え合う」地域づくりを目指すこととしています。

生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、地域福祉計画の中に位置づけつつ、計画的に取り組むことが効果的であるとされています。

(3) 「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築

平成27年(2015年)9月、多機関・多分野協働による包括的な相談支援システムの構築と、高齢者、障害者、児童等の福祉サービスを総合的に提供できるしくみを推進する「新しい地域包括支援体制」の構築を目指す内容を盛り込んだ、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」が公表されました。

このビジョンでは、地域包括ケアシステムの構築や、生活困窮者自立支援制度の取組を進めるとともに、これらの概念の適用をさらに広げ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していくことが示されています。

(4) 社会福祉法の改正と地域共生社会の実現

平成 28 年（2016 年）6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が提唱されました。地域共生社会の実現を確実なものにするため、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のさまざまな人たちが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を目指すこととされました。

令和 2 年（2020 年）6月には、「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制を構築することを目的に、市町村においては「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」とされています。

(5) 成年後見制度の利用促進に向けた取組

成年後見制度は、認知症、知的障害、その他の精神上的の障害があることにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、平成 28 年（2016 年）5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

この法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとされています。また、市町村に対しても、成年後見制度の利用の促進に向けて自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し実施する責務が定められ、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用促進に関する施策に関する基本的な計画を策定するよう努めることとしています。

(6) 奈良県の取組

平成 31 年（2019 年）3月に策定された「奈良県地域福祉計画」に基づき、生きづらさを抱えて困っているすべての人を支援し、誰もが地域の一員として包摂され、互いに支え合う地域社会の実現を目的として、地域力強化に向けた取組推進や福祉専門職の確保・定着支援、地域課題解決に資する人材の育成と活用の取組を展開しています。

また、この計画は、県、市町村、社会福祉協議会、民間団体等が地域における課題認識を共有し、その課題解決に向けて県も現場において市町村等のさまざまな主体と協働・連携して取り組む「福祉の奈良モデル」推進計画として位置付けられています。

2 天理市の地域福祉を取り巻く状況

(1) 統計データからみる天理市の状況

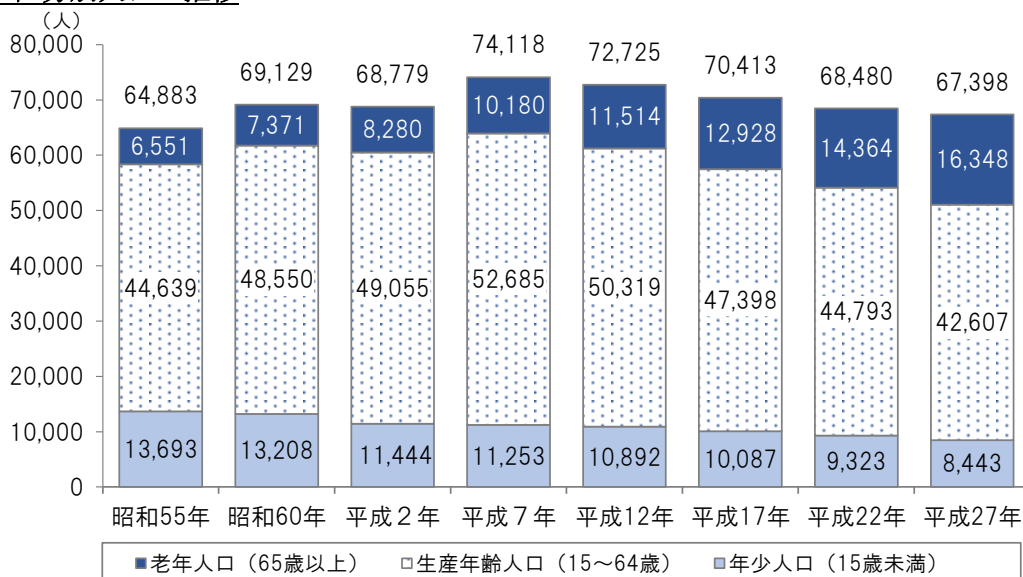
① 人口・世帯の推移

《人口の推移》

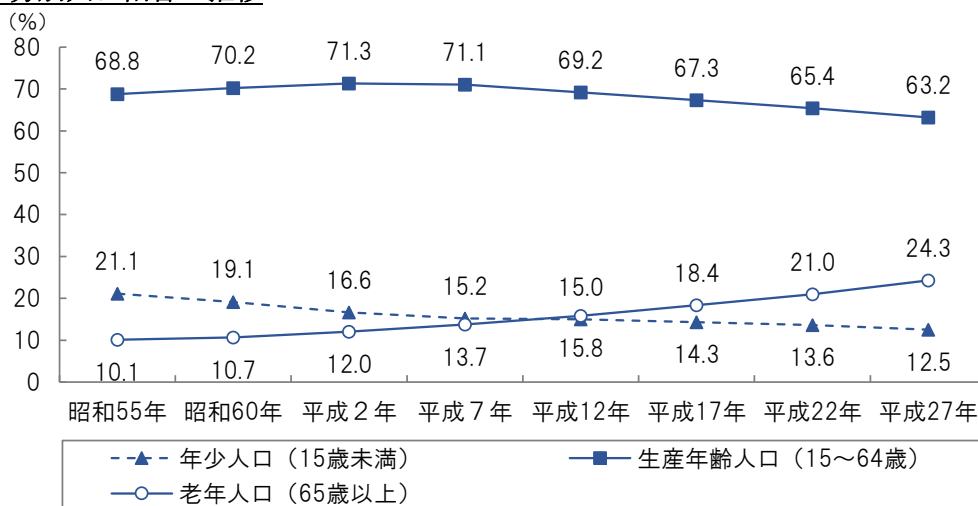
人口は、平成27年（2015年）に67,398人となっており、平成7年（1995年）以降、減少傾向となっています。年齢3区分別にみると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）はともに減少傾向となっているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しています。

また、総人口に占める割合でみると、老年人口（65歳以上）割合は上昇しており、平成27年（2015年）には24.3%と、人口の約4人に1人が高齢者となっています。

年齢3区分別人口の推移



年齢3区分別人口割合の推移



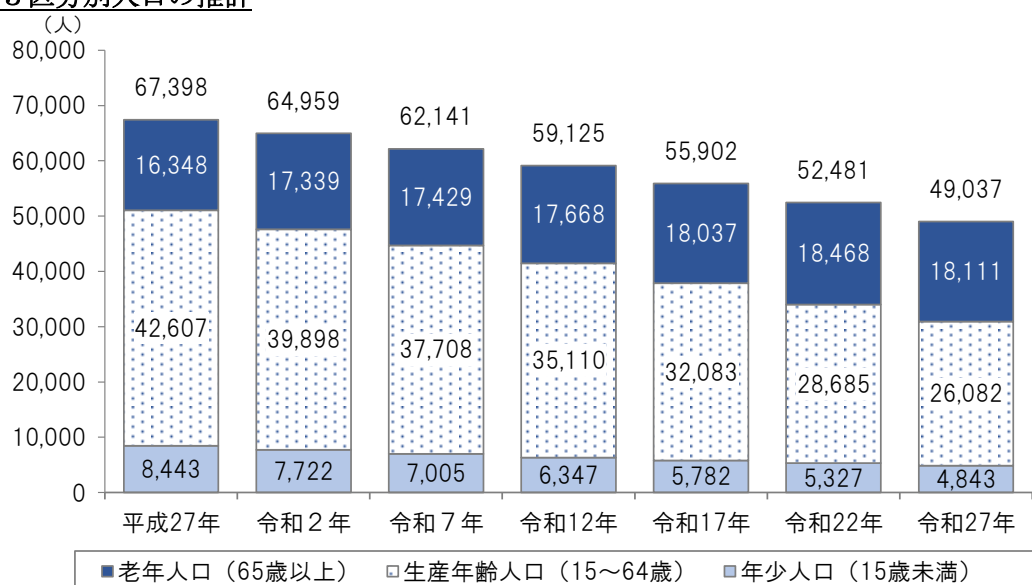
【資料】国勢調査

《人口推計》

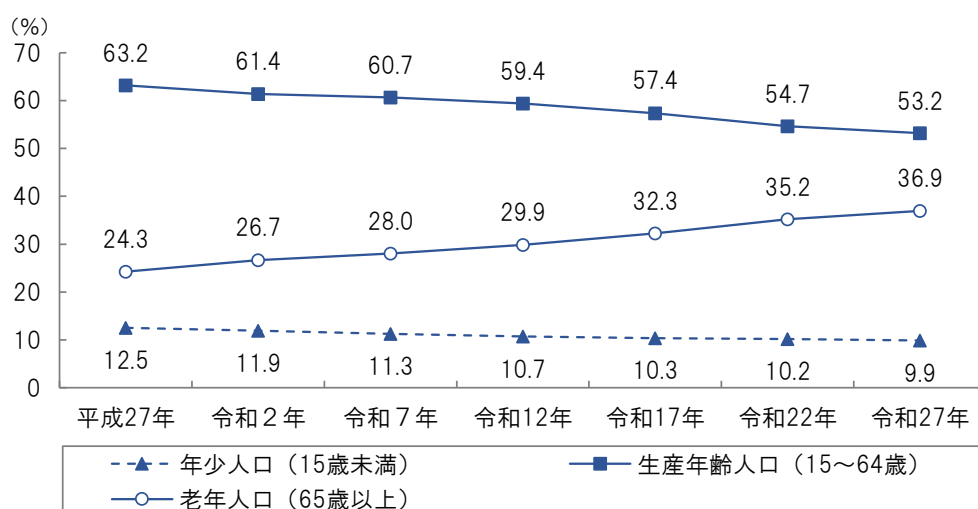
今後の推計をみると、本市の人口は今後も減少を続け、令和12年（2030年）には59,125人と6万人を切り、令和27年（2045年）には49,037人と急速な人口減少が予測されています。

また、年齢3区分別にみると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）の減少に伴う高齢化率の上昇が見込まれており、令和17年（2035年）には32.3%と約3人に1人が高齢者になると予測されています。

年齢3区分別人口の推計



年齢3区分別人口割合の推計



【資料】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

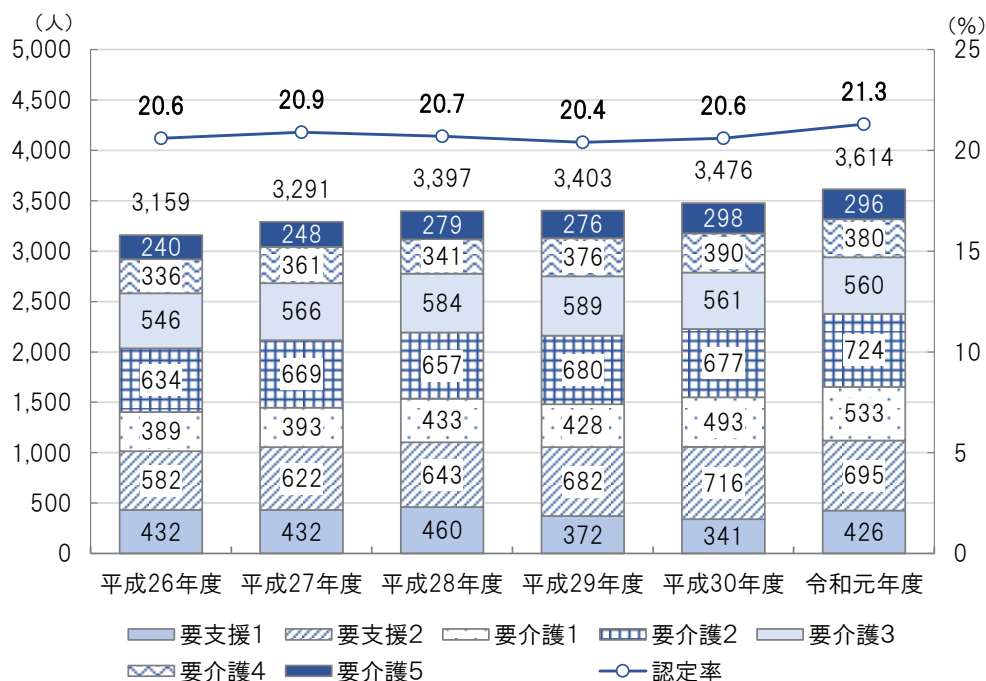
② 地域で支援を必要とする人の現状

《高齢者の状況》

要介護認定者数の推移をみると、平成26年度（2014年度）以降、増加傾向となっており、令和元年度（2019年度）には3,614人となっています。

また、認定率（第1号被保険者数に対する要介護認定者数の割合）でみると、平成30年度（2018年度）までは横ばい傾向であったものの、令和元年度（2019年度）には21.3%と増加しており、今後の高齢化に伴い、さらに要介護認定者数の増加が見込まれます。

要介護認定者数の推移

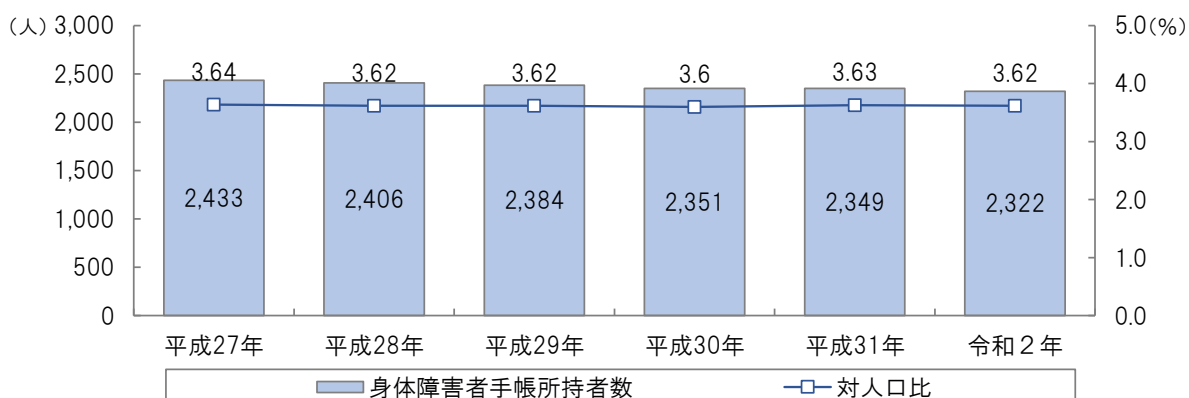


【資料】介護保険事業状況報告（各年度3月時点）

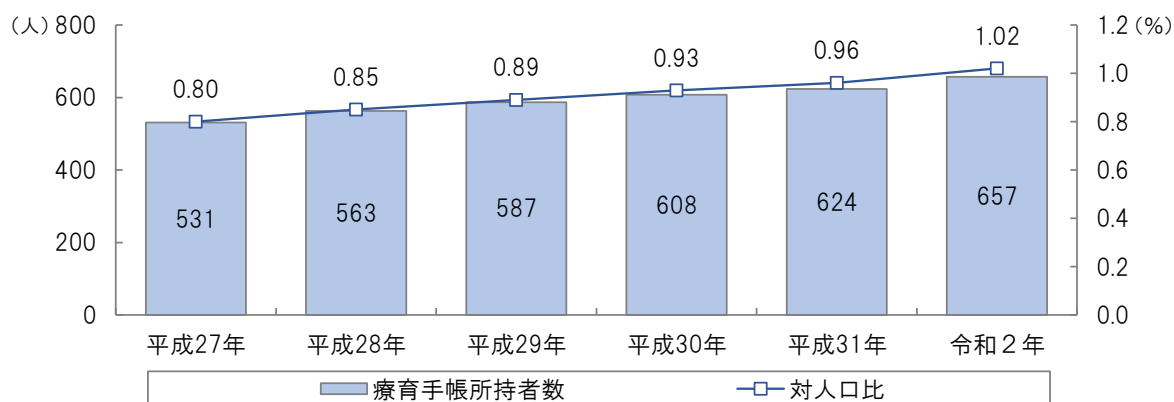
《障害のある人の状況》

障害のある人の状況は、身体障害のある人（身体障害者手帳所持者）は横ばい傾向となっているのに対し、知的障害のある人（療育手帳所持者）、精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳所持者）は増加傾向となっています。

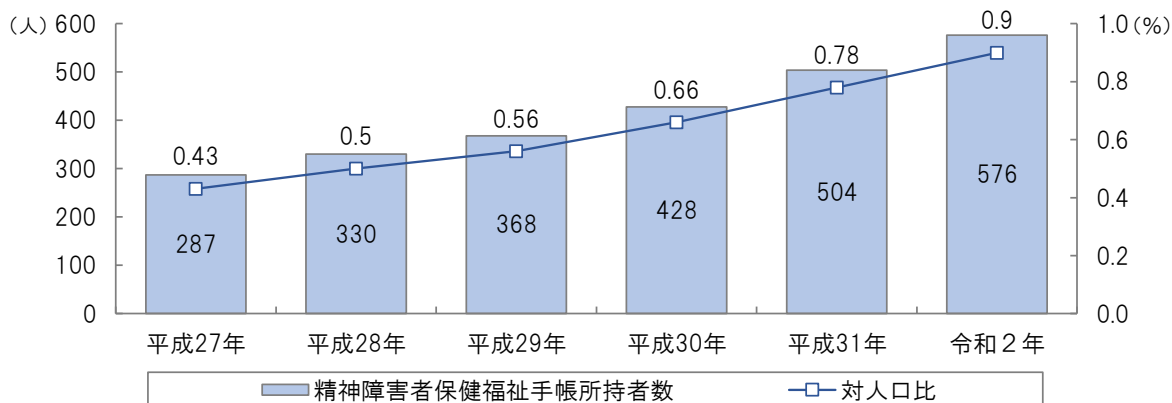
身体障害のある人（身体障害者手帳所持者数）の推移



知的障害のある人（療育手帳所持者数）の推移



精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳所持者数）の推移



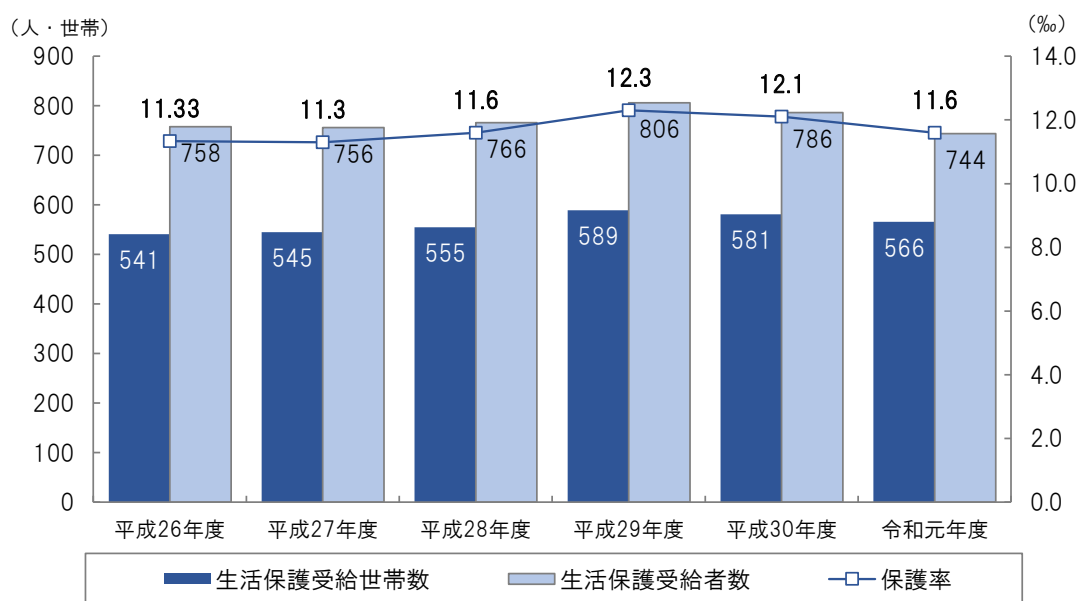
【資料】手帳所持者数：各年3月末日

《生活保護の状況》

生活保護受給世帯数及び受給者数の状況は、平成26年度（2014年度）以降、増減はあるものの、令和元年度（2019年度）末時点で受給者は566世帯、744人となっています。

人口に対する保護率をみると、11.6%となっており、奈良県平均（令和元年度（2019年度）末時点）の14.58%と比べると低くなっています。

生活保護受給世帯数及び受給者数の推移



【資料】各年度末現在

③ 地域の支援体制の現状

《自治会・町内会加入率の推移》

自治会・町内会の加入数は、令和元年度（2019年度）で17,719世帯となっており、総世帯数（29,946世帯）に占める割合は、59.2%となっています。

平成26年度（2014年度）以降の推移をみると、総世帯数は増加傾向となっているのに対し、自治会・町内会加入世帯数は横ばい傾向となっていることから、加入割合はやや減少傾向となっています。

	平成 26年度 (2014年度)	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)
総世帯数	29,714	29,865	29,885	29,860	29,927	29,946
自治会・町内会 加入世帯数	17,741	17,785	17,728	17,746	17,758	17,719
自治会・町内会 加入割合 (%)	59.7	59.6	59.3	59.4	59.3	59.2

【資料】総世帯数：市民課調べ、自治会・町内会加入世帯数：自治会報告

《ボランティア団体数と人数の推移（ボランティアセンター登録）》

ボランティアセンターへのボランティア登録団体数と人数は、令和元年度（2019年度）で57団体、1,093人となっています。

平成26年度（2014年度）以降の推移をみると、登録団体数は増加傾向となっているのに対し、人数は近年減少傾向となっています。

	平成 26年度 (2014年度)	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)
団体数	55	51	53	52	55	57
人数	1,140	1,102	1,270	1,332	1,319	1,093

《民生委員・児童委員の分野別相談支援件数の推移》

民生委員・児童委員の分野別相談支援件数は、平成26年度（2014年度）以降、減少傾向となっているものの、令和元年度（2019年度）で3,174件となっており、うち、高齢者に関することの相談支援件数が1,429件と、全体の4割以上を占めています。

	平成 26年度 (2014年度)	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)
高齢者に関する こと	3,071	2,935	2,527	1,797	1,772	1,429
障害者に関する こと	275	215	272	196	246	165
子どもに関する こと	1,972	2,081	1,595	939	865	856
その他	1,075	1,182	1,286	1,161	1,246	724
合 計	6,393	6,413	5,680	4,093	4,129	3,174

(2) 各種調査結果からみる天理市の状況

天理市の地域の特徴等を把握するため、既存の実施済み調査結果から、地域福祉に関わる分野について整理し、課題の抽出を行いました。

参考とした調査等については、以下の通りです。

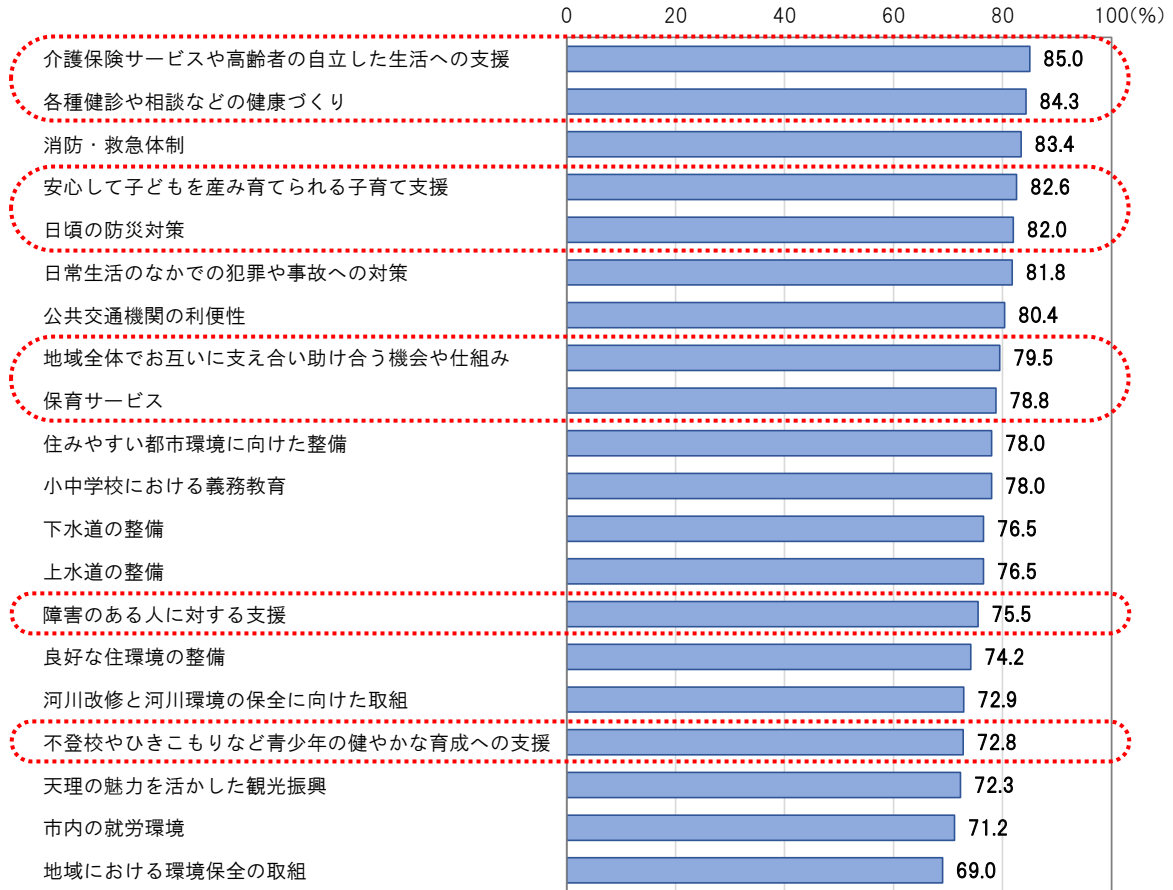
調査種別	実施時期	調査対象	対象者数	回答者数
令和元年度 天理市政アンケート	令和元年 (2019年) 8～9月	市内在住の18歳以上の 方から無作為抽出	3,000人	694人
健康とくらしの調査 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	令和元年 (2019年) 11～12月	市内在住の65歳以上の 方から無作為抽出	2,700人	1,735人
令和元年度 天理市子育てアンケート	令和元年 (2019年) 4～5月	市内在住の就学前・小 学生児童の保護者	1,500人	644人
天理市障害者まほろば計画及び第5期障 害福祉計画策定に係るアンケート調査	平成29年 (2017年) 9～10月	市内在住の身体・知的 ・精神障害のある方	1,000人	455人
「健康づくり計画てんり」中間報告書	平成31年 (2019年) 3月作成	—	—	—
天理市地域公共交通網形成計画 (市民アンケート)	平成31年 (2019年) 3月策定	市内在住の15歳以上の 方から無作為抽出	2,238人	1,241人

《資料の見方》

- 回答は各質問の回答者数を基数とした百分率(%)で示している。
- 百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出した。このため、百分率の合計が100%にならない場合がある。
- 1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合がある。
- グラフ等の記載にあたっては、調査票の選択肢の文言を一部省略している場合がある。

① 天理市政アンケート結果より

《これから市が積極的・重点的に取り組むべき政策（上位 20 項目）》



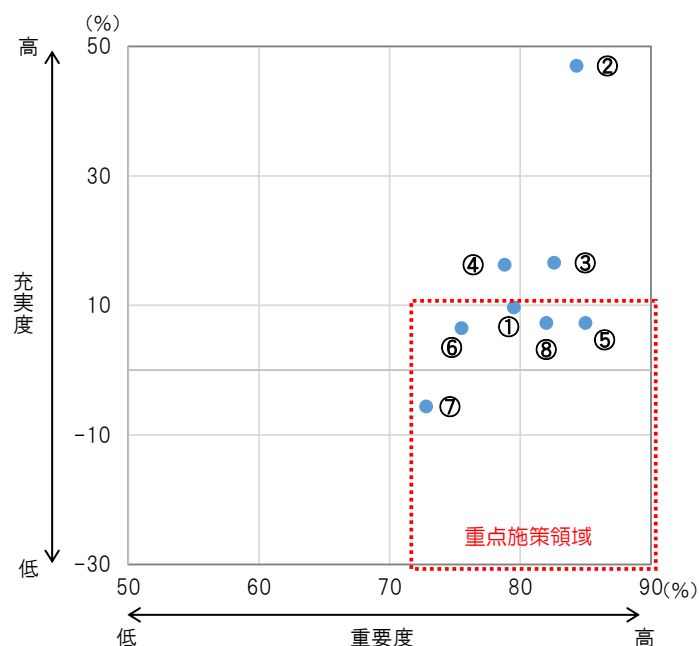
○上位 20 項目の中で、地域や福祉に関する事項が多くなっており、特に「介護保険サービスや高齢者の自立した生活への支援」や「各種健診や相談などの健康づくり」、「安心して子どもを産み育てられる子育て支援」、「日頃の防災対策」などは、8割以上の回答率と高くなっています。

○一方で、「障害のある人に対する支援」や「不登校やひきこもりなど青少年の健やかな育成への支援」はやや低い割合となっています。

高齢者や子育てへの支援、防災、健康などのテーマは全市民に関連する分野であり、重要度が高いのに対し、障害のある人への支援や不登校・引きこもりなどの分野は支援やサービスを受ける対象が限定されることで、支援の必要性の意識（我が事意識）が薄まっているのではないかと推測されます。

「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けては、さまざまな福祉分野に対する関心を偏りなく高めていく必要があります。

《重点政策》 ※関連項目のみ抜粋



項目	充実率	重要度
①地域全体でお互いに支え合い助け合う機会や仕組み	9.7% 12位	79.5% 8位
②各種健診や相談などの健康づくり	47.0% 3位	84.3% 2位
③安心して子どもを産み育てられる子育て支援	16.6% 10位	82.6% 4位
④保育サービス	16.3% 13位	78.8% 9位
⑤介護保険サービスや高齢者の自立した生活への支援	7.3% 19位	85.0% 1位
⑥障害のある人に対する支援	6.5% 26位	75.5% 14位
⑦不登校やひきこもりなど青少年の健やかな育成への支援	-5.6% 33位	72.8% 17位
⑧日頃の防災対策	7.3% 18位	82.0% 5位

○充実率との比較をすると、前頁で挙げた8項目ともに充実率の順位から、重要度で順位が上がっていることから、事業としての充実が望まれています。特に、高齢者施策・障害者施策・青少年育成支援・防災対策は「重点施策領域」に入っています。

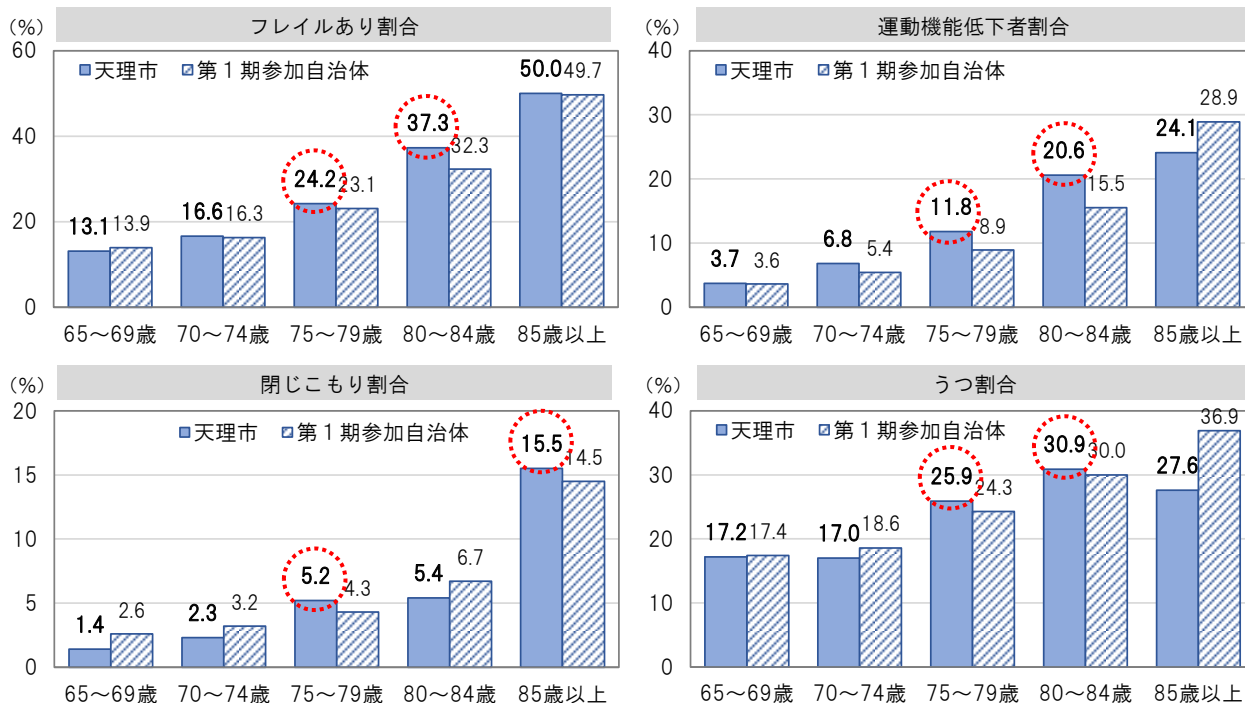
○また、「地域全体でお互いに支え合い・助け合う機会や仕組み」においても同様に「重点施策領域」に入っています。

重点施策領域の事業は、充実していないと感じている人が多く、かつ、それが重要な事業であると感じている人が多いことから、高齢者施策・障害者施策・青少年育成支援・防災対策・地域での支え合いや助け合いを重視している市民が多いことがわかります。

地域の支え合い・助け合いが重要であるという意識が市民にあることから、機会や仕組みを整える（整備の支援をする）ことで、支え合い・助け合いの行動につながるものと考えられます。

② 健康とくらしの調査（高齢者調査）結果より

《要介護リスク》



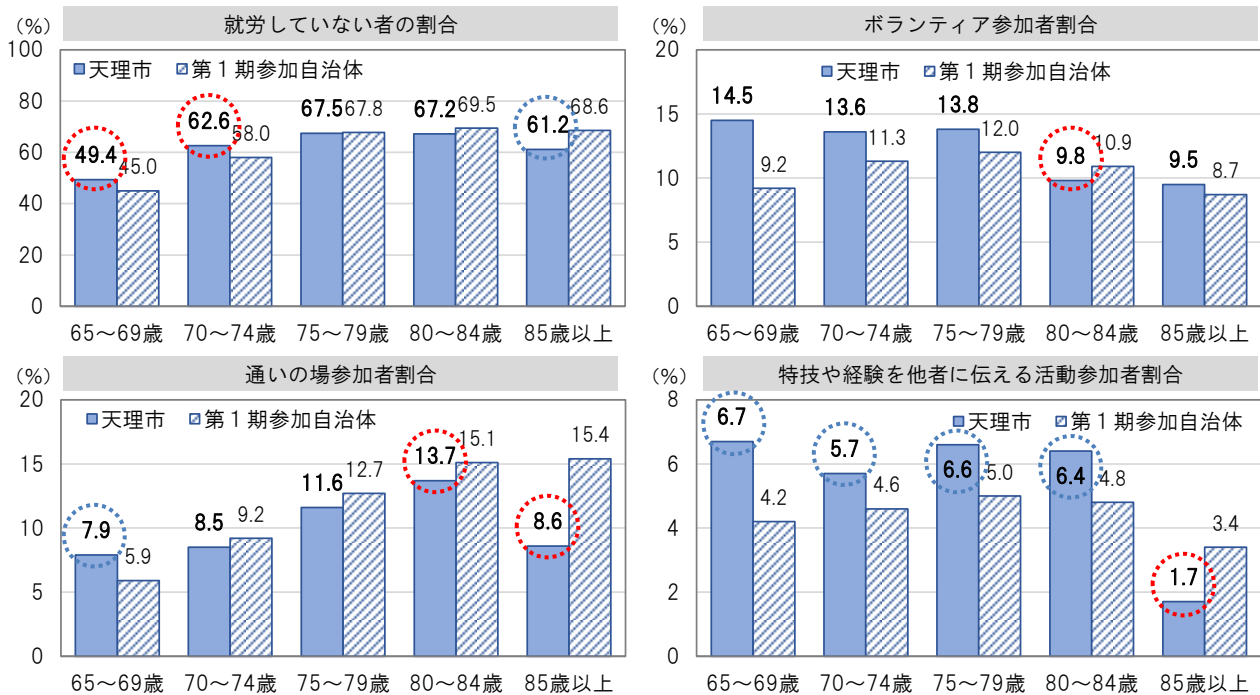
○フレイル（虚弱）あり割合、運動機能低下者割合ともに、第1期参加自治体（日本老年学的評価研究（JAGES）プロジェクト参加自治体）の平均値に比べて75～84歳でリスクのある人が多くなっています。

○閉じこもり・うつ割合においても、74歳までは第1期参加自治体平均値に比べて低いのにに対し、75歳を境に割合が高くなっています。

後期高齢者（75歳以上）で、各リスク項目のリスク者該当割合が、自治体平均値に比べてやや高い傾向がみられます。

運動機能低下・閉じこもり・うつ傾向での後期高齢者のリスクがやや高いことから、健康づくりや地域活動など、地域交流・活動や多世代交流など、社会参加の促進に向けた働きかけが必要です。

《社会参加の状況》



○85歳以上の就労率が第1期参加自治体平均値に比べてやや高いのに対し、65～74歳の前期高齢者の就労率は低くなっています。

○65～79歳のボランティアへの参加率は第1期参加自治体平均値に比べて高いのに対し、80～84歳の参加率は低くなっています。また、特技や経験を他者に伝える活動参加者割合については、65～84歳では第1期参加自治体平均値に比べて高いのに対し、85歳以上では低くなっています。

○通いの場への参加者割合は、70歳以上で第1期参加自治体平均値に比べて低く、特に85歳以上では半数程度と低くなっています。

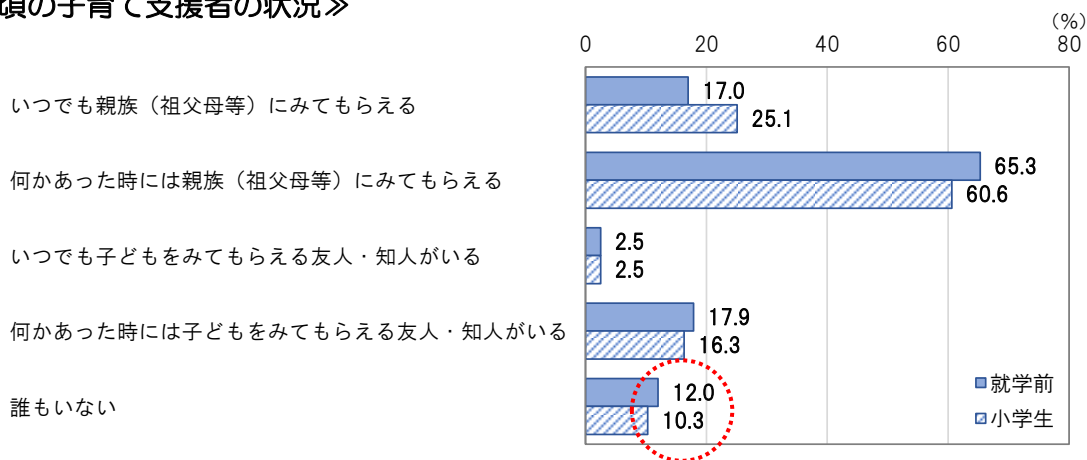
要介護リスクを回避するためにも、介護予防等の通いの場への参加を促進していく必要があります。また、知恵や技術の次世代継承やボランティアへの参加など、高齢者の社会参加・社会貢献の促進が必要であると考えます。

高齢者の参加するボランティアなどの社会参加の中においても、後期高齢者が参加しやすい活動内容を考えることで、担い手の育成につながる可能性があります。

また、通いの場を含めた社会活動への参加意欲のある方が、いくつになっても参加を継続できるような仕組みや工夫をすることで、活動団体の継続が図れるとともに、高齢者自身の健康づくりや介護予防につながり、住み慣れた地域内での生活の継続も図れると考えます。

③ 令和元年度天理市子育てアンケート結果より

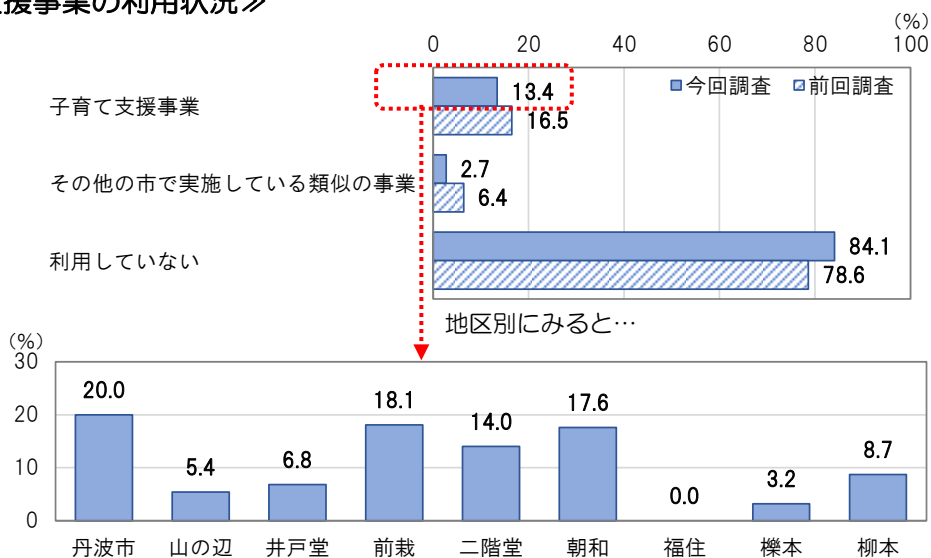
《日頃の子育て支援者の状況》



○親族や友人・知人の子育て支援の状況は、就学前児童・小学生ともに「何かあった時には親族（祖父母等）にみてもらえる」が最も多くなっている一方、「誰もいない」は就学前児童・小学生の家庭ともに1割以上となっています。

親族や知人による子育てのサポートが得られる環境がある人がいる一方で、孤立した状態で子育てをしている可能性がある家庭も存在していることから、さまざまな機会をとらえて各家庭の育児環境を適切に把握し、情報提供や相談により必要な子育て支援につなげる必要があります。

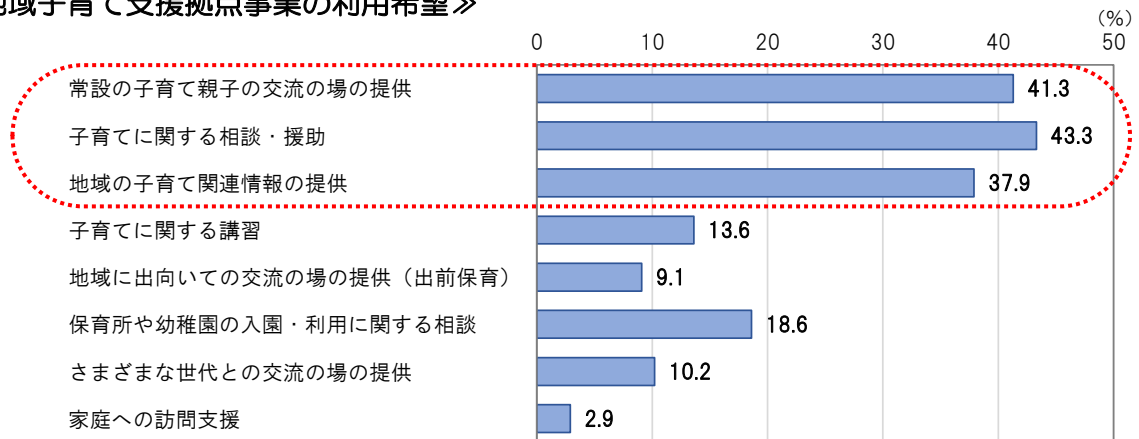
《子育て支援事業の利用状況》



○子育て支援事業の利用状況は13.4%と1割程度となっており、地域別で見るとその差が大きくなっています。

事業実施場所までの利便性による理由が一番大きいと考えられますが、地域別での利用状況に差があることは、事業の周知や広報などについて多様な発信が必要と考えられます。

《地域子育て支援拠点事業の利用希望》



○利用したい地域子育て支援拠点事業では、相談や情報提供の充実とともに、「常設の子育て親子の交流の場の提供」への要望が高くなっています。

○地域別にみた場合、地域の交流の場の提供、地域の子育て情報の提供が「福住」「前栽」「丹波市」「二階堂」などで、その他の地域に比べて割合がやや高くなっています。

“地域”の交流の場の提供、“地域”の子育て情報の提供が望まれていることを考えると、“地域での子育て”が現在不足しているという課題にもつながると考えられます。
子育てを家庭内だけで実施するのではなく、「地域の子どもは地域で育てる」といった意識づくり（見守りや交流の促進）を図っていく必要があります。

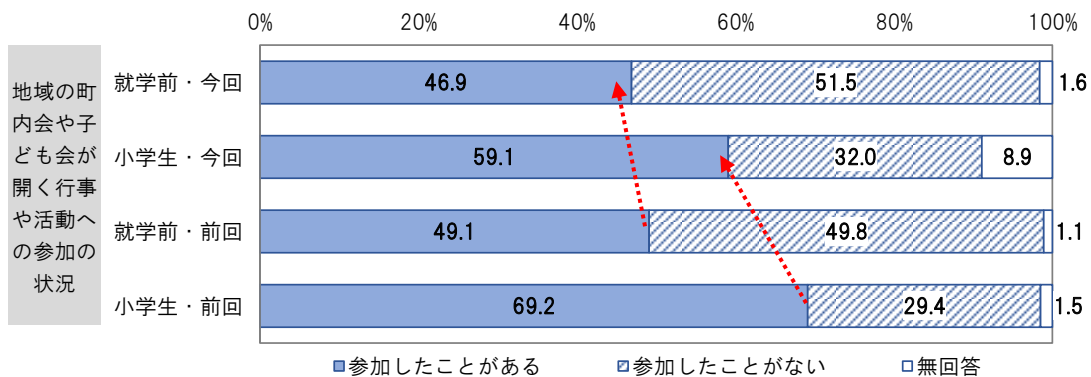
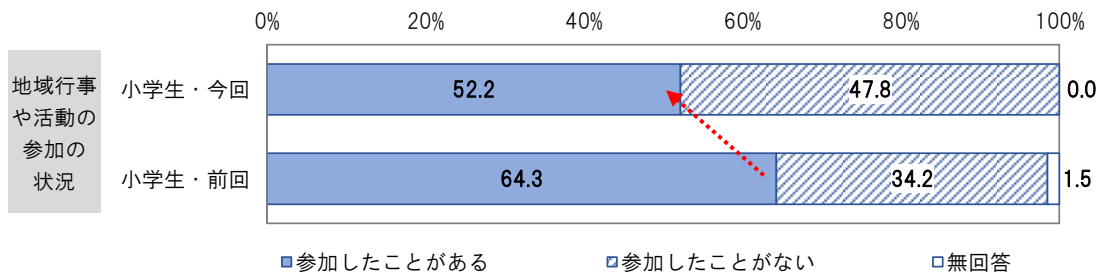
《妊娠・出産について困ったこと》



○妊娠・出産時に困ったことにおいても、妊婦同士の交流を望む人が多くなっています。

交流の場や機会の創設やその関連事業についての周知や広報が必要です。
 また、子育て支援だけでなく、**妊娠期から出産・子育てに至るまでの切れ目のない一貫した支援を充実していくとともに、その支援施策等が必要な人に伝わるよう、広報や周知を拡充していく必要があります。**

《地域行事や活動への参加の状況》



○小学生の地域行事や活動への参加状況は半数程度となっており、前回（5年前）調査と比較しても、「参加していない」子どもの割合が10ポイント以上増加しています。

○町内会や子ども会が開く行事や活動への参加状況も、前回（5年前）調査と比較して「参加したことがない」子どもの割合が増加しています。

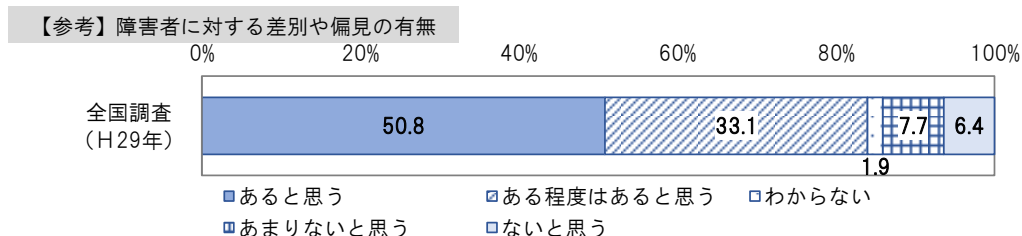
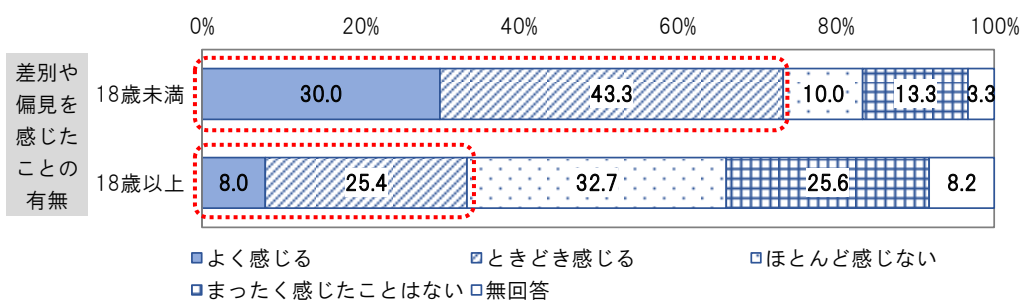
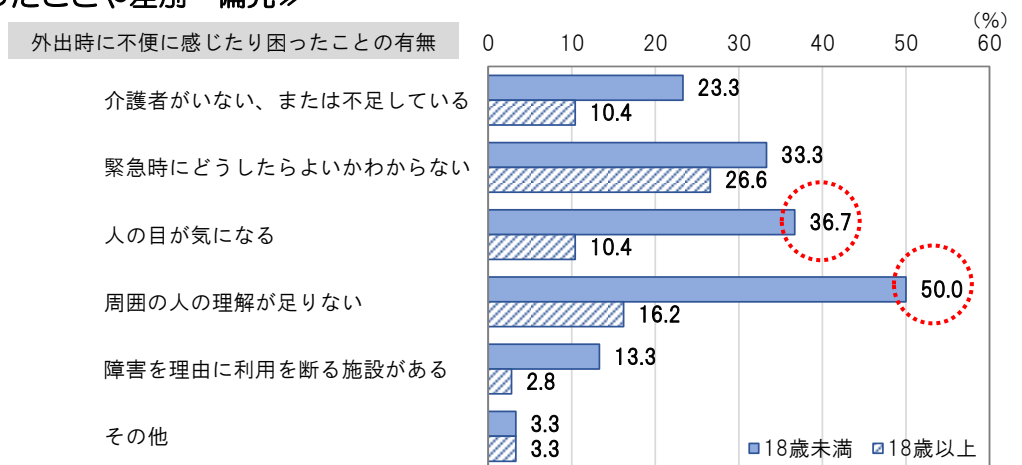
○地域別にみた場合、子どもの地域行事や活動では「福住」「二階堂」「山の辺」での参加率は高いのに対し、「丹波市」「前栽」「朝和」などで低くなっています。

各地域での行事や活動の状況、町内会や子ども会の組織の状況などを踏まえて検討していく必要がありますが、子どもの参加率の高い行事・活動については、その内容や子どもの参加を促進するための各地区での工夫などについて把握する必要があります。

個別地区での成功例の全市域での実施について、地域の資源や人材などの確保も含め検討し、地域交流（多世代交流）の場の拡大を図っていく必要があります。

④ 天理市障害者まほろば計画及び第5期障害福祉計画策定に係るアンケート調査より

《困ったことや差別・偏見》



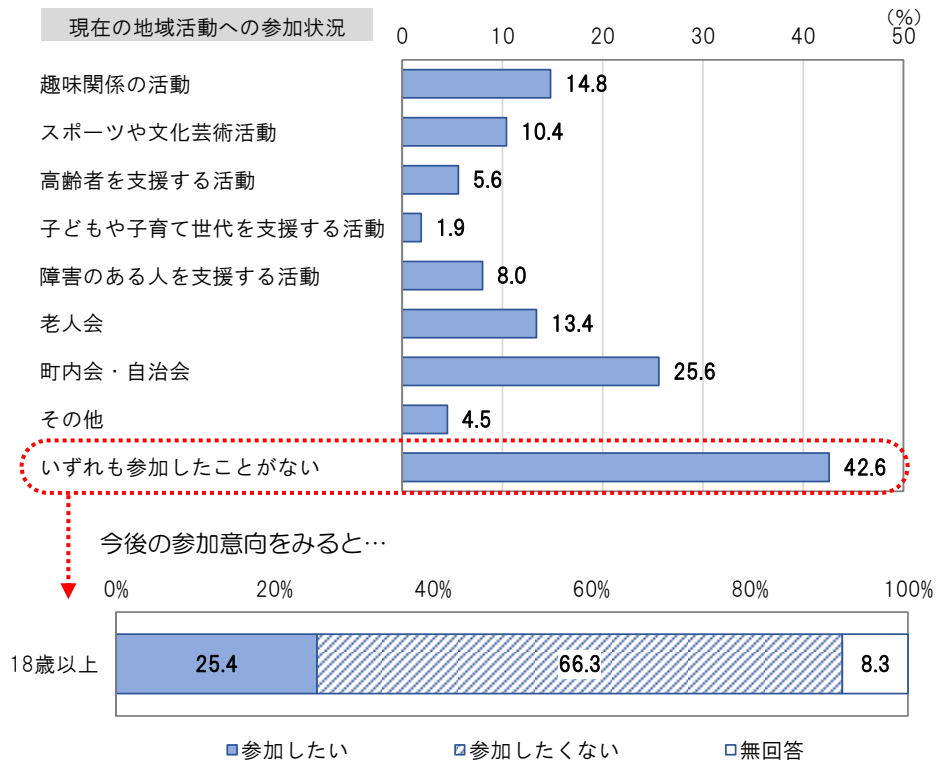
○外出時に不便に感じたり困ったこととして、18歳未満では「周囲の人の理解が足りない」の割合が半数を占め、次いで「人の目が気になる」が4割近くと多くなっています。

○差別や偏見を感じたことについては、「感じたことがある」と回答した人が、18歳未満では7割以上、18歳以上では3割以上となっており、その場面については18歳未満・18歳以上ともに「外での人の視線」が最も高くなっています。

○全国調査（平成29年度）では、障害のある人への差別や偏見が『あると思う』（あると思う＋ある程度はあると思う）と回答した人が8割を超えており、障害を持っている人に比べて、健常者の方が障害に対して差別や偏見があると感じている人が多くなっています。

障害者差別解消法では、障害のある人に合理的配慮を行うことなどを通じて、共生社会を実現することを目指しており、障害のある人もない人もお互いにその人らしさを認め合いながら共に生きることを目的としています。市民の障害に対する理解を深めるとともに、各障害に応じた合理的配慮について浸透を図っていく必要があります。

《地域での活動について》



○地域活動への参加では、「参加したことがない」が42.6%と4割以上を占めています。また、現在参加していない人の今後の参加意向では「参加したくない」が6割以上と、大半を占めています。

参加したくないのか、したいけどできないのかの詳細を探る必要がありますが、“障害のある人が、地域で自立した生活を継続して送っていく”ことを考えた場合、地域とのつながりが必要になってくるため、**地域住民との交流のきっかけづくりとしての地域活動への参加の促進を進めていく必要があると考えます。**

⑤ 「健康づくり計画てんり」中間報告書より

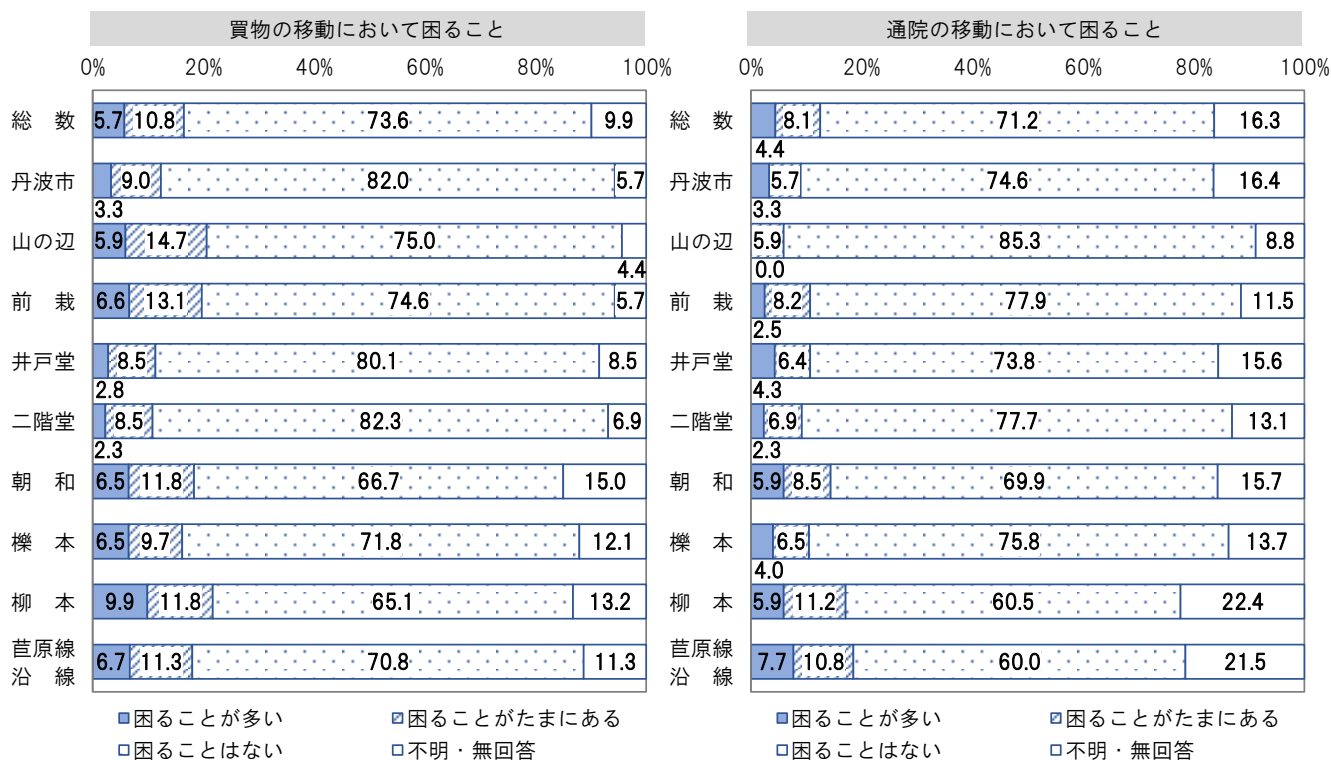
《各種相談事業について》

- 教育相談事業では、子どもや保護者の教育上の悩みや心配事に関する相談を、専門の相談員が来所相談と電話相談で行っています。
- 若年層や高齢層での自殺率が高くなってきている中、自殺の原因・動機では、健康問題に合わせて、経済問題や家庭問題などを含め複合化しており、総合的な相談機関の必要性が高まっています。
- 子ども・若者支援事業では、子ども・若者総合相談窓口「夢てんり」を開設し、さまざまな要因によって無業状態にある若者の職業的自立(進学・復学等を含む)に向けての相談を受け、地域のネットワークを活用しながら支援を行っています。

多様化・複合化する悩みや心配事などにより自ら命を落とす人も増加していることから、各種相談機能や相談窓口についての周知を行うとともに、多様化・複合化する内容に対応するための総合的・包括的な相談支援体制の整備やその周知を進めていくことが必要です。また、各関係機関（専門機関等）とのネットワークの強化により、セーフティネットの構築が必要です。

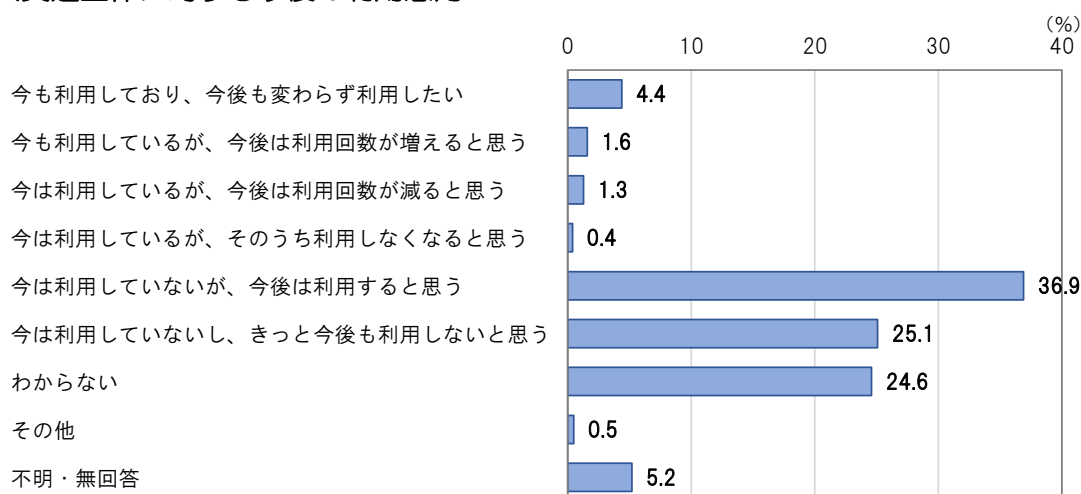
⑥ 天理市地域公共交通網形成計画策定に係る市民アンケート調査より

《日常の移動において困ること（買物、通院）》



- 買物においては「柳本」「山の辺」「前栽」「朝和」「苜原線沿線」、通院においては「苜原線沿線」「柳本」「朝和」が、市平均以上に困ることがある割合が高くなっています。

《公共交通全体に対する今後の利用意向》



- 「今は利用していないが、今後は利用すると思う」が 36.9%と4割近くを占めて最も多く、次いで、「今は利用していないし、きっと今後も利用しないと思う」が 25.1%となっています。
- 「今も利用しており、今後も変わらず利用したい」は 4.4%となっており、「今も利用しているが、今後は利用回数が増えると思う」等を合わせると、現在利用している人の割合は1割未満となっています。
- 「今は利用していないが、今後は利用すると思う」と「今も利用しており、今後も変わらず利用したい」、「今も利用しているが、今後は利用回数が増えると思う」を合わせると4割を超え、利用割合は1割未満であるのに対し、今後の利用意向は高くなっています。

地域によって買物や通院などの日常生活における移動に困っていることがある人が一定数いる一方で、近年では、高齢化の進行に伴う高齢ドライバーの増加により、高齢者が当事者となる交通事故件数が増加傾向となっており、高齢者の運転免許証の自主返納のための施策が進んでおり、高齢者等の移動困難者の問題は深刻化するおそれがあります。
各関係機関との協働や地域住民の支え合いの移動手段など、地域のニーズに対応した移動手段を維持・確保していく必要があります。

(3) 地区懇談会からみる天理市の状況

地域福祉計画で考える「福祉」の範囲は、「ふだんのくらしのしあわせ」というように、市民全員に関係する範囲として捉えて考える計画であることから、市内の各地域にお住まいの市民の意見を計画に反映させるため、懇談会を実施しました。

実施の概要は以下の通りです。

日時（令和2年）	対象地区	場所	参加人数
7月16日（木） 18：30～20：00	柳本地区（校区）	柳本公民館	8人
7月17日（金） 18：30～20：00	丹波市地区（校区）	丹波市公民館	7人
7月27日（月） 18：30～20：00	前栽地区（校区）	前栽公民館	12人
7月30日（木） 18：30～20：00	二階堂地区（校区）	二階堂公民館	10人
7月31日（金） 18：30～20：00	櫛本地区（校区）	櫛本公民館	9人
8月3日（月） 18：30～20：00	朝和地区（校区）	朝和公民館	8人
8月6日（木） 18：30～20：00	福住地区（校区）	福住公民館	7人
8月7日（金） 18：30～20：00	山の辺地区（校区）	東部公民館	7人
8月17日（月） 18：30～20：00	井戸堂地区（校区）	井戸堂公民館	10人

《参加者》 区長連合会、民生児童委員協議会、長寿会連合会、障害者福祉団体連合会、地域包括支援センター、ボランティア団体、子育てNPO、PTA、ふれあいサロン、女性教育推進連絡協議会、介護事業所 など



▲地区懇談会の様子

- 《テーマ》
- 天理市やお住まいの地域の良いところは？
 - 天理市やお住まいの地域で生活しているなかで困っていることは？
 - 10年後の天理市（お住まいの地域）はどうなっていてほしい？
 - 10年後の天理市（お住まいの地域）のためにできることは？

【テーマ1】天理市やお住まいの地域の良いところは？

自然環境・ 周辺環境など	<ul style="list-style-type: none"> ・自然が豊か。緑が多く、まち全体がきれい。 ・犯罪が少ない（まちがきれいなことも影響していると考える）。 ・災害（水害、台風など）が少ない。 ・医療が充実している。 ・大学がある（若者が多い）。 ・都会すぎず、田舎すぎず、暮らしやすい。
人・地域など	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民の声掛けや挨拶がある。住民同士の仲が良い。 ・いい意味で「お節介さん」が多い。
地域活動など	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動、公民館活動が多い（多種多様）。 ・サロン活動が活発に実施されている。 ・行事等があれば多くの人が集まる。高齢者の集まりが良い。 ・産後すぐからの母親への支援体制がしっかりしている。 <p>【特徴的な取組】 こども夢応援プロジェクト（櫛本）、森のようちえん（福住）</p>

【テーマ2】天理市やお住まいの地域で生活しているなかで困っていることは？

生活環境など	<ul style="list-style-type: none"> ・地域によって、買い物や公共交通が不便である。車が運転できなくなった時の生活への不安がある。 ・空き家が増加している。
人・地域など	<ul style="list-style-type: none"> ・新興地域と旧村地域の交流が少ない（旧村地域内での交流はある）。 ・少子高齢化（地域の子どもの減少）により、独居高齢者が増加している。（駅近くのワンルーム等に居住する独居高齢者が増えており、交流も少ない。） ・子どもとお年寄りの交流の場が少ない。または、その場があることを知らない。
地域活動など	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会に加入していない人が増加している。 ・子ども会、婦人会などの担い手がおらず、組織の存続が難しい。 ・公民館活動や地域活動はあるが、参加者が固定化している。 ・若者の地域活動への参加が少ない。 ・住民活動への支援・サポートが少ない。
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・15歳以上の発達障害や引きこもりなどの生きづらい人たちへの支援が少ない。 ・児童館のような小学生以降の子どもが自由に遊べる場所が少ない。

【テーマ3】10年後の天理市（お住まいの地域）はどうなっていてほしい？

生活環境など	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが遊べる公園などがあるまち。 ・人口増加に向けて働く場が確保できているまち（企業誘致など）。 ・コミュニティバスの利便性が高いまち。 ・安心・安全なまち。
つながり・交流など	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもから高齢者まで、多年代で交流できるまち。 ・転出した子どもが帰ってきたいと思えるまち。 ・若い担い手が地域（まち）の良さを感じ、子育てがしやすいまち。 ・住民同士で見守り、支え合えるまち（高齢者が高齢者を支えるなど）。 ・障害のある人もない人も互いに助け合い、地域で普通に生活できるまち。 ・地域で子育てができるまち。 ・心や活動など、閉じこもってしまう人がいなくなるまち。 ・父と母も子どもも笑顔が増えるまち。
地域活動など	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のリーダーの育成（人材の発掘）ができているまち。 ・引きこもりを少なくするサロン活動などが活発なまち。 ・相談できる場が多いまち。学校、幼稚園、保育園に専門員を配置するなど、相談しやすいまち。



地区懇談会の様子 ▶

【テーマ4】10年後の天理市（お住まいの地域）のためにできることは？

自助	<ul style="list-style-type: none"> ・適度な運動と健康な食事、適度に頭を鍛えて健康寿命をのばす。 ・「我がまち」と思えるように、地域に興味を持つ。 （「何とかなるだろう」から「何とかしなきゃ」への、一人ひとりの意識改革） ・資格や得意なことを活かす。
つながり・交流など	<ul style="list-style-type: none"> ・多世代交流の場・イベントの実施（特に子どもが参加できるイベントなど）。 ・日頃のあいさつを行い、近所の住民同士のつながりを持つ。 ・行政に頼り切らず、住民同士で助け合えることを考える。 ・普段から幅広い方々と触れ合える環境を作る。
地域活動など	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者間での活動や支え合いの状況を若い人に伝えていく。 ・子どもの頃から地域活動に触れる機会を多く持つ。 ・学生や若い人を巻き込んでイベントや活動を行う。 ・各種組織の横のつながりをもつ（連携）。地域で課題を話し合う場を持つ。
行政の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり等の相談できる場・窓口の設置（と広報）。 ・他地域での取組事例などの収集と紹介。

（4）関係団体ヒアリングからみる天理市の状況

活動状況や活動をする上での課題、他団体との連携等を把握するため、地域福祉に関わる活動をしている団体を対象に、調査を実施しました。

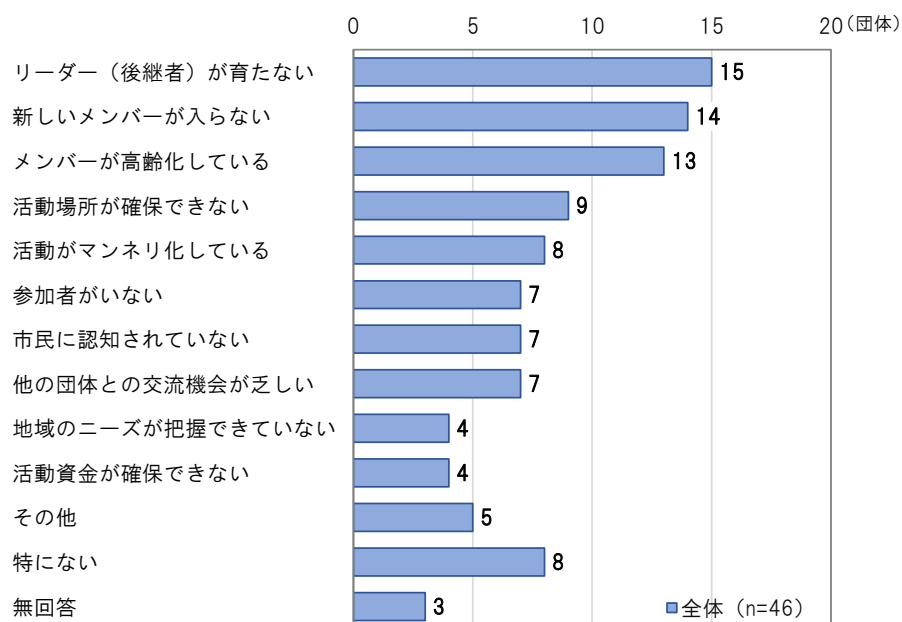
実施の概要は以下の通りです。

- ・調査対象：市内の福祉関係団体7団体

<input type="checkbox"/> 民生児童委員協議会	<input type="checkbox"/> 長寿会連合会
<input type="checkbox"/> 障害者福祉団体連合会	<input type="checkbox"/> 女性教育推進連絡協議会
<input type="checkbox"/> 小学校PTA	<input type="checkbox"/> 子育てサークル
<input type="checkbox"/> 商工会	

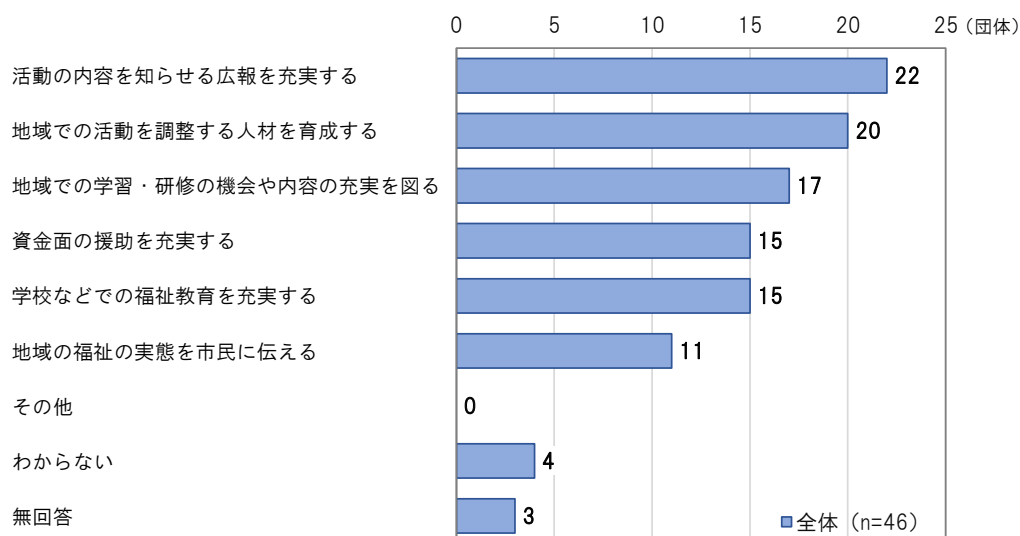
- ・調査方法：郵送配布・郵送・FAX・メール回収
- ・回収状況：7団体、46名

《活動しているなかで困っていること》



○活動で困っていることについては、「リーダー（後継者）が育たない」、「新しいメンバーが入らない」、「メンバーが高齢化している」が多く、人材の確保が最も大きな課題となっています。

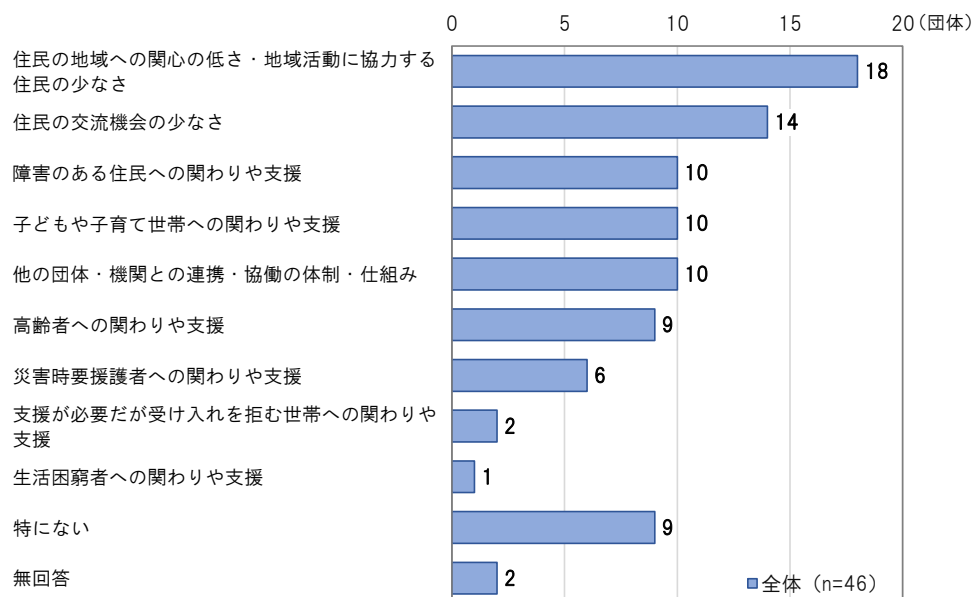
《ボランティア活動の輪を広げるために重要なこと》



○ボランティア活動の輪を広げるために重要なことについては、「活動の内容を知らせる広報を充実する」が最も多く、次いで「地域での活動を調整する人材を育成する」、「地域での学習・研修の機会や内容の充実を図る」の順となっています。

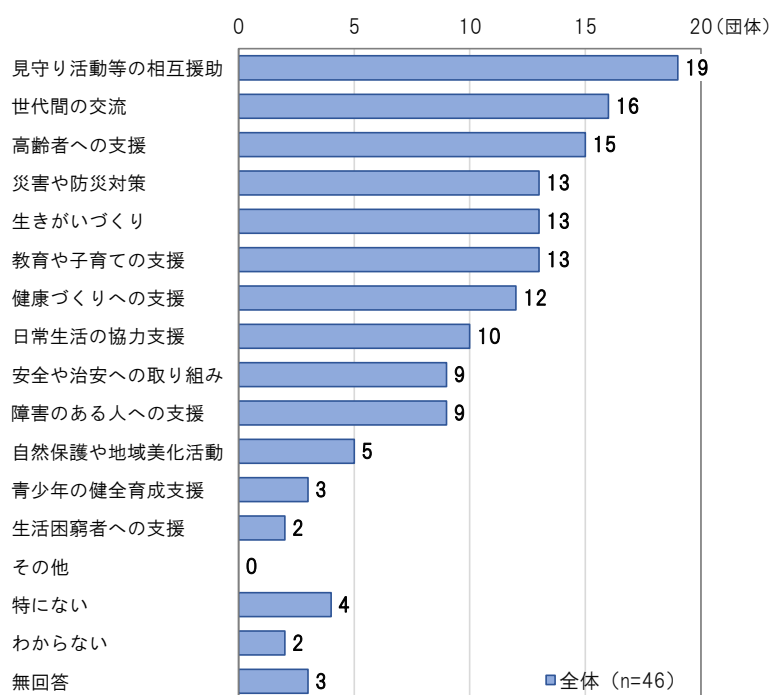
活動の活性化に向けては「人材」が最大の課題となっていることから、広報の充実や学習・研修の機会を広げることで、参加者・活動者の確保をしていくことが必要です。

《活動を通じて感じている地域の課題》



○活動を通じて感じている地域の課題については、「住民の地域への関心の低さ・地域活動に協力する住民の少なさ」が最も多く、次いで「住民の交流機会の少なさ」となっています。

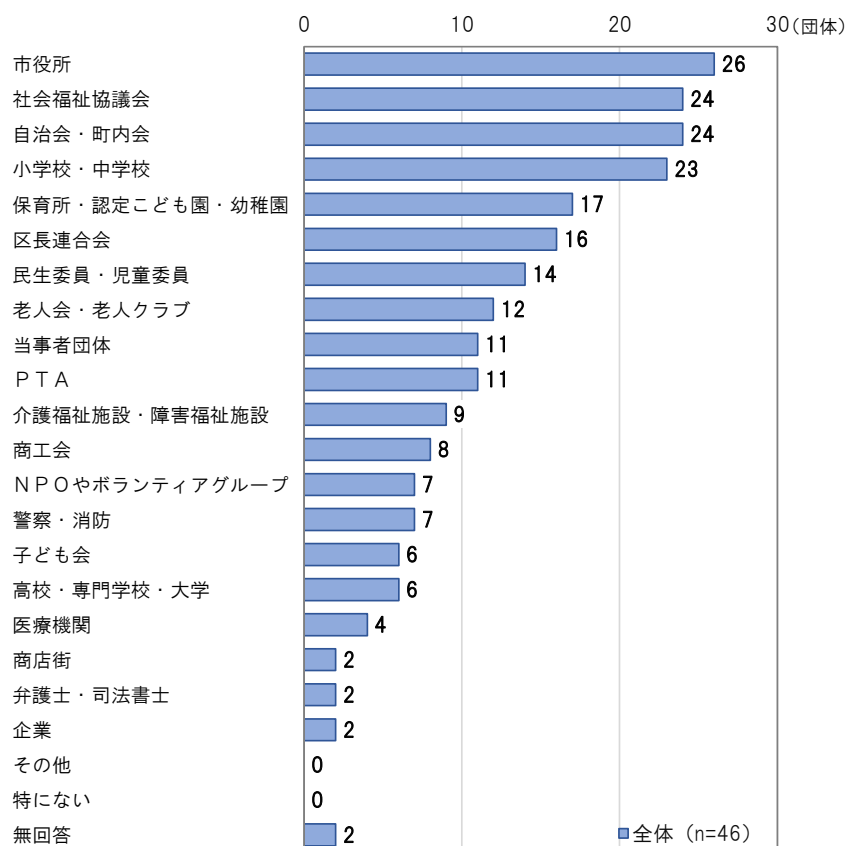
《地域福祉に関して必要な取組》



○地域福祉に関して必要な取組については、「見守り活動等の相互援助」が最も多く、次いで「世代間の交流」、「高齢者への支援」の順となっています。

地域住民の地域に対する関心の低さを課題と感じている団体が多くなっている一方で、地域福祉の推進に向けて見守り活動や世代間の交流などが必要とされています。日頃からの見守りや声かけなど、顔の見える関係づくりが必要です。

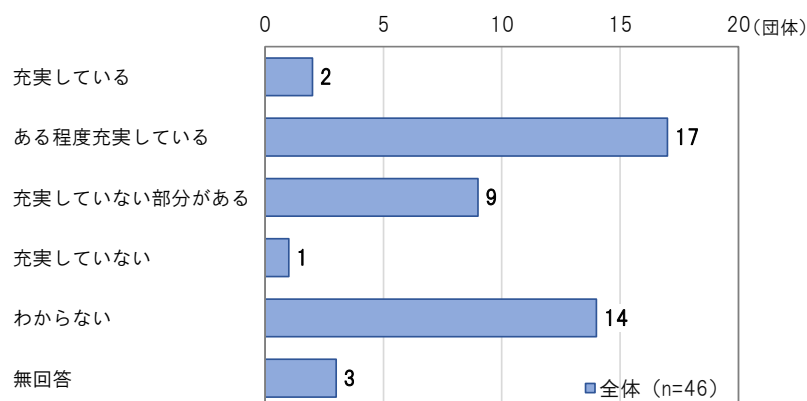
《活動を行う上で連携している地域の団体・機関》



○活動を行う上で連携している地域の団体・機関については「市役所」が最も多く、次いで「社会福祉協議会」、「自治会・町内会」、「小学校・中学校」の順となっています。

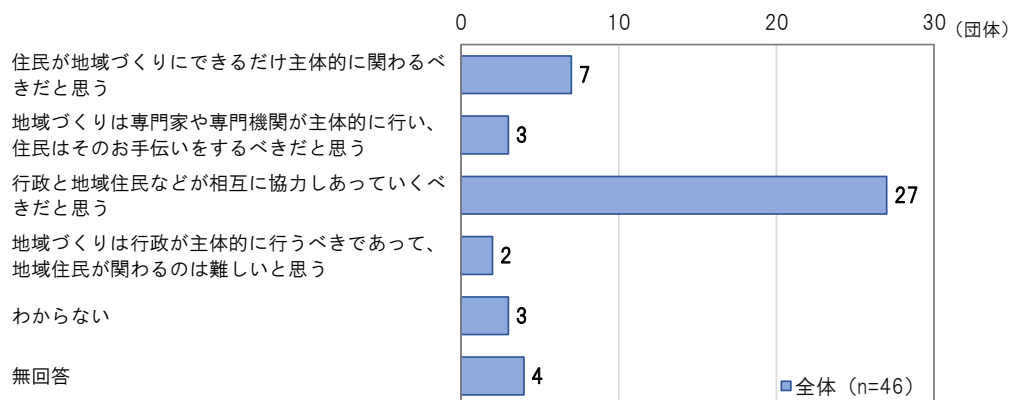
市役所や社会福祉協議会、自治会・町内会との連携をしている団体が多くなっているものの、全体では半数程度となっていることから、関係機関との連携ができるような機会や場を設けていくことが必要です。

《行政が行っている福祉サービスの水準》



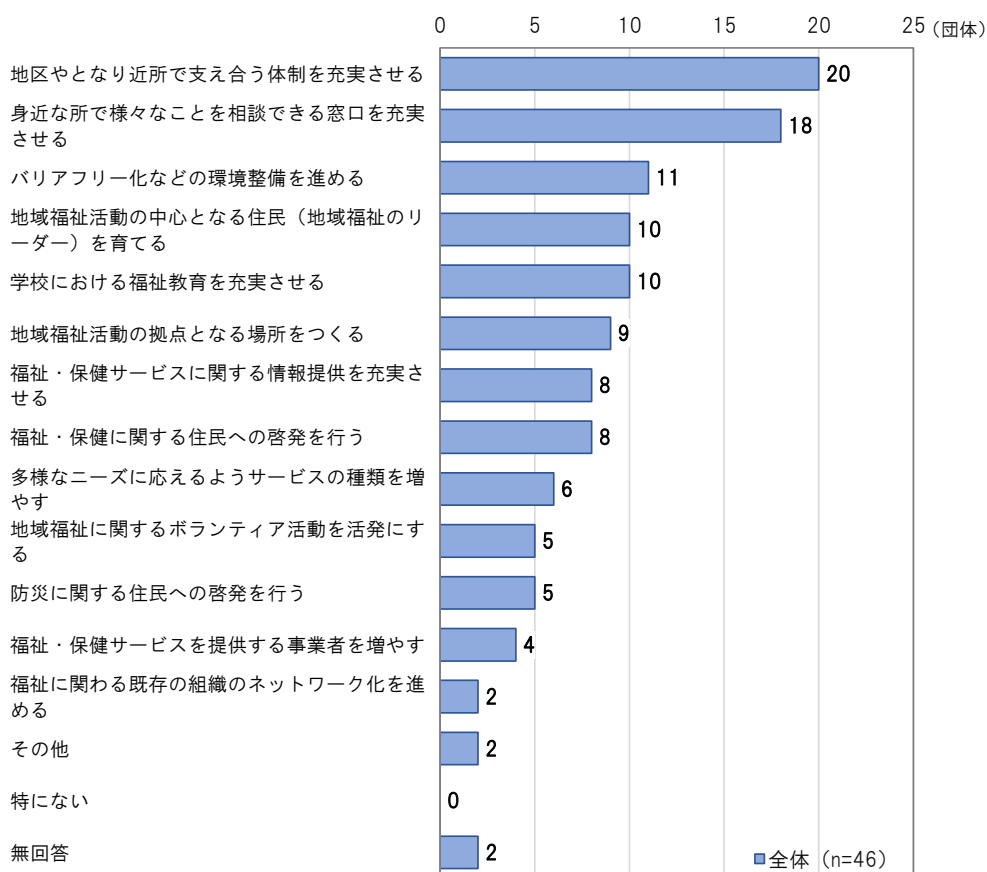
○行政が行っている福祉サービスの水準については、「ある程度充実している」が最も多く、「充実している」と合わせると、行政が行っている福祉サービスが『充実している』と回答した団体が半数近くとなっています。

《これからの地域づくりと住民との関わりについての意向》



○これからの地域づくりについては、「行政と地域住民などが相互に協力しあっていくべきだと思う」が最も多くなっています。

《福祉のまちづくりのために優先して取り組むべきこと》



○福祉のまちづくりのためには、「地区やとなり近所で支え合う体制を充実させる」が最も多く、次いで「身近な所で様々なことを相談できる窓口を充実させる」、「バリアフリー化などの環境整備を進める」、「地域福祉活動の中心となる住民（リーダー）を育てる」の順となっています。

地域づくりに向けて、行政と住民が相互に協力し合っていく必要があることから、地区やとなり近所で支え合えるよう、住民同士の連携を深めていくことや困ったときの身近な相談窓口の充実を図っていく必要があります。

3 地域福祉の推進に向けた重点課題

各種調査結果や地区懇談会などから、地域福祉を推進していく上での重点課題として、次のようなことがあります。

(1) 地域での連携の希薄化による“地域力”の低下への対応

少子高齢化等に伴うひとり暮らし・核家族世帯の増加により、自治会加入者の減少や地域との付き合いが希薄化している現状があります。関係団体ヒアリング調査結果では、活動を通じて感じている地域の課題については、「住民の地域への関心の低さ・地域活動に協力する住民の少なさ」を指摘する団体が多く、地区懇談会においても、地域内の交流の減少、活動者や参加者の減少や固定化、若者の参加率の低さを指摘する声が多くなっています。

また、個人情報保護の壁もあり、同じ地域にどのような人が住んでいるのか分かっていない、高齢者等の支援が必要な人がいてもなかなか実態が把握できないなど、地域における住民同士や団体同士の連携の希薄化により“地域力”の低下がみられます。

(2) 地域生活への移行（地域包括ケアシステムの深化）

高齢者福祉計画、障害者福祉計画等の個別計画においては、地域包括ケアシステムの構築により、施設サービスの充実から生活支援の充実に重点が移行しており、できる限り住み慣れた地域で生活をしていくことを推進しています。

一方で、急速な少子高齢化に伴い、介護や支援を要する人が増加しているのに対し、人口減少により支える人の不足が懸念されています。本市においても、2045年には総人口が5万人を下回り、急速な人口減少が予測されている上に、約15年後の2035年には約3人に1人が高齢者になると予測されており、高齢化の急速な進行がうかがえます。団塊の世代が75歳となる2025年問題や労働人口が減少していく2040年問題に向けた対応が必要であり、高齢者だけでなく生活上の困難を抱える方の包括的支援体制を強化し、地域共生社会の実現を目指す必要があります。

(3) 住民の抱える地域生活課題の多様化への対応

少子高齢化・核家族化に伴い、子育て中の家庭では、地域内に同年代の子どもを持つ家庭が少ないなど、家庭（保護者）だけで子育てを行う傾向となりやすく、子育て家庭の孤立等の問題が顕在化してきています。既存の調査結果においても、子育て家庭同士の交流の場や機会の確保や充実が望まれており、子育てに関する相談のしやすさや情報入手のしやすさへのニーズがみられます。

また、生活様式や考え方の多様化に伴い、子どもや高齢者などの社会的弱者への虐待・権利侵害、貧困を含む低所得の問題、引きこもり、8050問題、親の介護と育児を同時に行うダブルケアなど、住民の地域生活課題は多様化してきています。地区懇談会においても、独居の高齢者や幅広い年代の引きこもりの問題、生きづらさを抱えた人の問題など、地域のさまざまな課題が挙げられました。世代等を超えた複雑多様な地域生活課題に対応していくことが求められています。

(4) 活動団体等の減少・高齢化への対応

地区懇談会において、地区においてさまざまな地域活動（公民館活動）が活発に行われているという意見が多く挙がった一方で、現在の活動者や参加者の高齢化が進んでおり、次代につながる担い手がいないといった意見も多くみられました。

地域の活動団体やボランティア団体等においては、参加者が固定化しており、登録等はしていても参加していない人が多くなっています。また、高齢化に伴い、登録者・参加者自体が減少傾向にあります。新規登録や参加の人数は少なく、会組織自体の存続が難しい状況となっている地域もあり、新たな人材の確保や次のリーダーの育成が課題となっています。

また、各団体が各地域でそれぞれに活動をしているものの、お互いにどのような活動がされているのか分からないなどといった意見も多く、定期的に取り組内容や先進事例などの情報共有、意見交換などができる場を設けることにより、各活動の連携や充実を図っていく必要があります。

(5) 災害や感染症への対策

近年、地震や豪雨などの災害が各地で多発しており、災害への備えが重要となっています。高齢化の進行に伴い、災害時に支援や介助が必要な、一人で避難できない人も増えてきています。災害時には地域での協力が欠かせないことから、平常時から地域における見守り活動を通じ、地域での顔の見える関係づくりを進めていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症においては、活動自粛によって地域での活動の停滞がみられました。感染症対策を徹底しつつ必要な取組を継続していくための情報提供や支援について検討していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

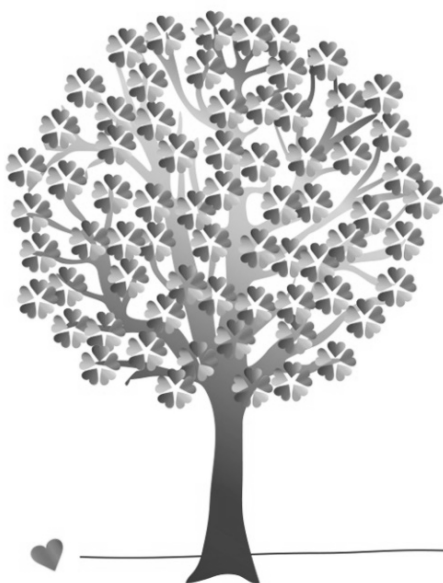
1 基本理念

令和2年（2020年）に策定された「天理市第6次総合計画」では、基本理念として「大和青垣に囲まれた歴史と文化かおる共生都市・天理」が掲げられ、計画推進にあたっては「支え合いのまちづくりの推進」という考え方を重視し、福祉分野において「誰もが地域で安心して健やかに暮らせる『福祉』の充実」を政策方針として目指していくこととされました。

また、国においては平成28年（2016年）に「ニッポン一億総活躍プラン」のなかで地域共生社会の実現が提唱され、令和2年（2020年）6月には「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。

第2章でまとめた本市の現状と課題に着実に対応していくため、本市においても、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人・人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを創っていく「地域共生社会」の理念を共有し、その実現を目指します。

《基本理念》



誰もが地域で安心して暮らし、

お互いが支え合い、

思いやりと生きがいのあるまち・天理

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

基本目標Ⅰ みんなで支え合う地域福祉の推進（人づくり）

地域福祉活動を進めるにあたり、私たちは地域の一員であることを自覚しなければなりません。地域住民として、自分以外の人のことを考えるちょっとした気配りや思いやりの大切さを普及しながら、困っている人がいたら自然に手を貸すことができるような、人にやさしいまちの実現に努めます。人と人との交流を通じた住民同士の良好な関係の構築に向けて、地域を知り、福祉活動に参加するように働きかけます。

また、地域にはさまざまな人が多様性を持ちながら暮らしています。心のバリアフリーなどを意識してその多様性について理解を深め、認め合いながら、お互いが支え合う地域にするため、福祉の意識を高めていく取組を進めます。

基本目標Ⅱ 暮らしを支える地域福祉施策の推進（仕組みづくり）

地域の中で安定した暮らしができるように、お互いに支え合っていくためには、身近な地域で相談できる場や機会が必要です。そのため、窓口の充実や相談員の資質向上などに努めながら、誰もが気軽に相談できる体制づくりを進めます。

また、市では多様な福祉サービスを提供していますが、その情報を得ることができなければ、サービスを利用できません。そのため、情報提供の内容や手段などを工夫しながら、必要な情報が容易に入手できる環境づくりを進めます。

基本目標Ⅲ いきいきと暮らせる生活環境づくりの推進（環境づくり）

バリアフリーを積極的に取り入れた施設の整備や社会参加等を促進する交通の充実、ユニバーサルデザインによる情報発信の充実など、誰もが住みやすく、出かけやすいまちの実現に努めるとともに、災害や犯罪、交通事故に備え、地域の防災体制を強化し、地域の防犯力の向上を図ることで、安心安全な生活環境づくりを推進します。

3 施策の体系

基本目標		施策の方向性		主な取組			
I	みんなで支え合う 地域福祉の推進 (人づくり)	(1)	支え合う気持ちの醸成と 人材育成	①	多様性を受け止める意識の醸成		
				②	地域活動の担い手やリーダーの育成		
				③	地域活動に関する情報発信		
		(2)	地域支え合い活動の充実	①	地域支え合い活動の推進と支援		
				②	地域の居場所づくりの推進と支援		
				③	公共施設の「支え合い」拠点化		
		(3)	地域福祉を支える団体と の協働	①	地域活動団体等への活動支援		
		II	暮らしを支える地 域福祉施策の推進 (仕組みづくり)	(1)	包括的な相談窓口、支援 体制の整備	①	複合的な課題及び制度の狭間の課題にも対応す る相談・支援体制の推進
						②	生活困窮者に対する自立支援方策の推進
③	福祉サービスの質の向上と適正化の推進						
(2)	地域包括ケアシステムの 構築			①	地域で支えるシステムづくり及びネットワー クの強化		
(3)	市民の権利を守る体制の 推進			①	権利擁護の推進 【成年後見制度利用促進基本計画】		
				②	虐待防止等の推進		
III	いきいきと暮らせ る生活環境づくり の推進 (環境づくり)	(1)	誰もが地域に出やすい 環境の整備	①	アクセスしやすい情報の収集と提供の充実		
				②	社会参加等を促進する交通の充実		
				③	住みよい都市環境の向上		
		(2)	安心・安全な生活環境づ くり	①	地域における防災体制の充実		
				②	地域における防犯・事故防止の充実		

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ みんなで支え合う地域福祉の推進（人づくり）

（1）支え合う気持ちの醸成と人材育成

① 多様性を受け止める意識の醸成

性別や年代、障害の有無にかかわらず、地域に住む人への理解を深めていくため、家庭、地域、学校等が連携した子どもの頃からの福祉教育とともに、体験や交流等を通じた思いやりの心を育みます。

《市の取組》

取組	方向性
障害のある人への理解を深める啓発活動や差別解消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に対する理解を深め、さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を社会全体で推進できるよう、心のバリアフリーへの理解を深めるための取組を進めます。 ○障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害のある人に対する必要かつ合理的な配慮の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けて着実に取組を進めます。
手話への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ○「手話は言語である」という認識の下に、手話の普及だけでなく、手話を第1言語とする聞こえない人（ろう者）の生活や文化についての理解を広げ、すべての市民がより豊かに地域で暮らせることを目的として、「天理市みんなの手話言語条例」を制定し、平成29年（2017年）4月1日に施行しました。 ○「天理市みんなの手話言語条例」の基本理念に基づき、施策や啓発活動の推進を図ります。
人権教育の推進やインクルーシブ教育	<ul style="list-style-type: none"> ○お互いの違いを認め合い、励まし合い、支え合える集団づくりについて考える人権教育を推進します。また個別の教育的ニーズのある幼児・児童生徒に対して、将来の自立と社会参加を見据えた「多様な学びの場」を提供します。 ○中学校区ごとの保幼小中連携による人権教育を中心とした授業研究研修会での実践を通じた人権教育を推進するとともに、児童生徒の実態に応じた「多様な学びの場」（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）の提供を実施します。 ○障害をもつ人々との出会いを通して、自らを見つめ問題解決・自己実現につなげる教育や、社会福祉協議会等と連携した「車椅子体験・アイマスク体験」等の障害への理解を深める教育を推進します。

取組	方向性
中学、高校、大学での認知症の啓発	<p>○認知症に対する正しい知識と理解をもち、できる範囲で手助けするため、認知症サポーター養成講座を実施しています。一般市民向けのほか、中・高・大学生に対する講座も開催し、認知症に関する正しい理解の普及啓発を行います。</p> <p>○認知症サポーターがステップアップ研修を受講し、受講者がチームを組んで活動するチームオレンジの整備に取り組みます。</p>

《社会福祉協議会の取組》

取組	方向性
福祉教育の推進	<p>○学校、地域、家庭が連携し、普段のくらしの生活課題の中から福祉課題に気づき、様々な人と共に考え、実際に行動するための力を育む福祉教育の取組を推進します。</p> <p>○「赤い羽根共同募金」を通して、募金が地域の福祉活動を支えているという意義を知ること、子どもたちが自分たちのまちの福祉を学ぶきっかけとしています。</p> <p>○車いすや福祉体験器具の貸出を通じて、小・中・高等学校の生徒たちが、高齢者や体の不自由な人の身になって身体的機能低下や不自由さを体験することにより、他者の生活課題を「他人事」とするのではなく、「自分事」として捉える契機としています。</p> <p>○地域の福祉教育を推進・支援するための有効な取組を、市と協力しながら検討していきます。</p>

《市民・団体・民間パートナーのみなさんに期待すること》

- 地域社会において、性別や年代、障害の有無にかかわらず、お互いを理解し支え合うことができるよう、体験や交流、学校教育を通じて思いやりの心を育てましょう。
- 認知症の人や、障害のある人への理解を深めるための勉強会などに積極的に参加しましょう。
- 高齢者や障害のある方への理解を深め、心のバリアフリーを実践しましょう。



② 地域活動の担い手やリーダーの育成

地域住民が取り組むべき課題や問題に対する改善方法について、活動の担い手（人材）を充実させることが求められていることから、講座や研修等を通じて地域資源である人材を掘り起こし、リーダーを育成していきます。

《市の取組》

取組	方向性
手話奉仕員等ボランティアの養成	<p>○支援を必要とする人を支える人の人材育成・確保のため、手話奉仕員養成講座（毎年開催）、聞こえのサポーター養成講座（隔年開催）、点訳奉仕員養成講座（隔年開催）、音訳奉仕員養成講座（隔年開催）を実施しています。</p> <p>○聴覚、言語機能などの障害や難病のため意思疎通を図ることに支障がある人に対して、手話通訳者、要約筆記者、点訳による支援を行うとともに、手話通訳者、点訳奉仕員、音訳奉仕員等の養成講座等の実施により人材の育成・確保を推進します。</p>
認知症サポーター、介護支援ボランティアの養成	<p>○認知症になっても安心して暮らせる地域づくりに向けて、認知症サポーターがステップアップ研修を受講し、受講者がチームを組んで活動するチームオレンジの整備に取り組みます。</p> <p>○認知症と診断された方の地域とのつながりが継続でき、社会参加や居場所となるよう既存のサロンや通いの場の交流拠点の充実を図ります。</p>
支え合いリーダー（STEP 体操・活脳教室等）の発掘・育成	<p>○介護・認知症予防の指導を、リハビリ専門職から受けたボランティアがリーダーとなって、地域住民向けに体操教室を実施しています。また公文教育研究会学習療法センターの認知症予防研修を受けたボランティアがサポーターとなり、地域住民に向けて認知症予防教室を実施しています。</p> <p>○支え合いリーダーが中心となって、各地域において自主的な介護予防・認知症予防の取組を広げていけるよう、伴走支援を行います。</p>
生活支援のためのボランティアの発掘・養成	<p>○生活支援コーディネーターを中心に多様な主体との連携を図り、地域の高齢者が抱える生活課題を地域のボランティアにより解決できる仕組みを構築します。</p> <p>○有償ボランティア制度（支え合いポイント）を活用し、生活支援体制の構築を推進することにより、生活支援ボランティアの発掘・養成を推進します。</p>

《社会福祉協議会の取組》

取組	方向性
ふれあいサロンの 人材育成	<p>○高齢者・障害のある人・子育て中の保護者等で支援を必要とする方が、自分が住み慣れた地域において安心して生活ができるよう、地域のつながりの場として、自治会等でふれあいサロンが開設されています。</p> <p>○地域福祉活動を推進する担い手を育成するため、また、情報提供の場として「地域福祉活動研修会」や「ふれあいサロン交流会」を開催しています。</p> <p>○ふれあいサロンがさらに多くの地域で実施されるよう、実際に、サロンを実施している団体の協力を得ながら、ボランティア団体・福祉関係団体等に対して呼びかけを行い、サロンを実施していただける人材の育成に努め、新たなサロンの立ち上げを支援します。</p>

《市民・団体・民間パートナーのみなさんに期待すること》

- 地域で行われている活動に、特技や経験、知恵を生かして参加することで、支え合いの輪を広げていきましょう。
- 自分ができるところから、ボランティア活動をはじめましょう。
- 資格を持っている人は、その専門性を活かして積極的に活動しましょう。
- 各種講座や研修を修了した後は、得た知識を活動に活かしましょう。



▲ふれあいサロン

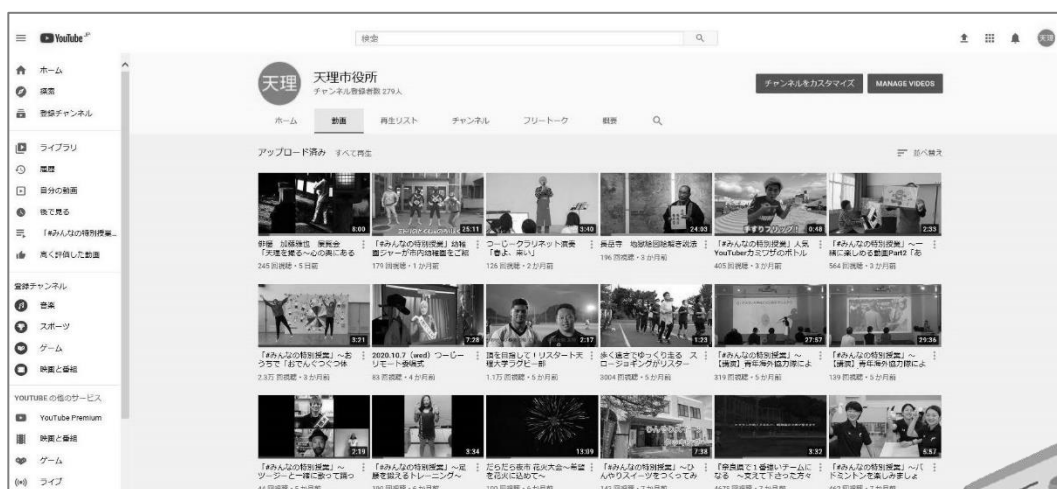


③ 地域活動に関する情報発信

地域活動やボランティア等の活動が果たす役割はますます重要となっていくことから、ボランティア団体のみならず、市や社会福祉協議会も活動情報を提供し、活動内容をPRするなど、協働・連携して取り組んでいきます。

《市の取組》

取組	方向性
市広報紙やホームページ、SNS等を使った情報発信	<p>○天理市広報「町から町へ」に毎月、市立メディカルセンター内まちかど相談室で開催されている「いきいきはつらつ教室」のスケジュールや教室内容を掲載しています。また、活脳教室の募集や教室の様子などを広報紙、市ホームページに掲載しています。</p> <p>○市公式YouTube、市公式InstagramなどのSNSも活用し、活動を多世代に周知できるよう、情報発信の強化を図ります。</p>
地域に密着した情報発信	<p>○「公民館だより」を発行し、公民館事業や地域の行事、市の施策等の情報発信を行っており、加えて公式Instagramを開設し、運用を開始しました。</p> <p>○SNSを利用し、リアルタイムの情報発信やオンライン講座等も実施することで、これまで公民館を利用していない市民へも情報発信を行います。</p>
子育て支援情報の多様な方法での発信	<p>○市ホームページや天理市電子母子手帳「はぐ〜る」による電子媒体での発信や、「町から町へ」での毎月の情報発信及び、年2回子育て支援情報紙「のびのび通信」の発行をしています。</p> <p>○子育て支援情報を収集し、引き続き発信していきます。</p>



▲市公式YouTube



《社会福祉協議会の取組》

取組	方向性
社協だより、ホームページ、Facebook等を使った情報発信	<p>○広報紙「社協だより」の発行、ホームページ、Facebook、ポスターによる啓発、市広報紙「町から町へ」を活用した各種福祉サービスの情報提供等、幅広い情報発信を行っています。</p> <p>○引き続き市行政や関係機関と連携し、内容の充実を図ります。</p>

《市民・団体・民間パートナーのみなさんに期待すること》

- 地域で行っている活動に関する情報を必要な方に届けるため、市や社会福祉協議会が運用する広報紙やSNS等も活用しながら、積極的に情報発信していきましょう。
- 多くの住民が参加できるよう、行事の企画や運営など、活動内容の工夫や充実に取り組み、魅力をPRしましょう。
- 地域の団体同士で積極的に交流を図りましょう。



▲天理市電子母子手帳「はぐ〜る」



▲社協だより

(2) 地域支え合い活動の充実

① 地域支え合い活動の推進と支援

地域のことに関心を持ち、地域の中で一人ひとりができることを実践しながら、福祉活動を高めていくことが必要です。また、関心は高くても、時間の制約があったり、はじめの一步が踏み出せなかったりする人も多いことから、福祉について学びきっかけや、地域の福祉活動を知り、福祉に理解を深め行動するきっかけづくりを進めていきます。

《市の取組》

取組	方向性
地域支え合い活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○困りごとを抱える地域住民が孤立しないよう、高齢者のサロン活動や子ども食堂等の活動への支援を通じて、地域での新たな支え合いと助け合いのつながりを生み出します。 ○施策のアウトリーチの場ととらえ、情報提供により各種相談・支援につなげます。
民間事業者と連携した買い物支援	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的な買い物に不便を感じている市民を支援するため、「市民生活協同組合ならコープ」と連携協定を締結し、公民館や地域の施設を利用した移動販売を実施することで、身近に買い物できる場や機会の創出を図っています。 ○新たな販売箇所の設置を検討するとともに、移動販売の場が買い物に来られた方々の交流や施策のアウトリーチの場となるような取組を、事業者と連携して推進します。
子育てサポートクラブの展開	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを預けたい方と子どもを預かっていただける方を会員として地域ぐるみの子育てを支援しています。 ○会員となる方が減っているなかで、スムーズなマッチングのために援助する側の入会を推進していきます。
教育における家庭・地域との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○今まで以上に、学校と地域のつながりを深め、地域ぐるみの子育てを推進するため、令和2年度（2020年度）より、市内各小中学校においてコミュニティ・スクール（学校運営協議会）制度を導入しました。 ○従来から行っている、「学校・地域パートナーシップ事業」との連携を図り、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに知恵を出し合いながら、地域全体で教育力を高める仕組みづくりを進めます。
障害のある人と地域との交流機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人とない人との交流の場として、ふれあい交流会や障害者（児）家族の集い「はばたき祭」を開催しています。 ○障害のある人もない人もともに楽しみ、交流が行えるように、障害者団体や事業所、地域団体、ボランティア団体等、関係機関との連携を図り、必要な支援を行います。

取組	方向性
高齢者の就労支援	<p>○高齢者への就労支援、生きがいの充実や健康の維持・増進のため、高齢者への多様な就労機会の確保・提供等を行っている市シルバー人材センター等への支援を継続します。</p> <p>○人生 100 年時代と言われる中、今後、就労活動を通じた社会参加を希望する高齢者の増加が見込まれるため、引き続き高齢者支援の充実に努めます。</p>
地域での住民による健康づくり・介護予防活動への支援	<p>○平成 28 年度（2016 年度）から3か年で樺本と西長柄をモデル地区として、市民が主体的に健康づくりの企画・運営を行い市民が自ら健康行動を起こせるようなウォーキングイベントや体操、調理実習、健康講座を行いました。令和元年度（2019 年度）からは自主組織として活動を行っています。</p> <p>○保健センターで行っていた教室のOBらが自主的に活動している体操教室やボランティアグループが情報交換や連携を行うことを目的に健康づくり友の会が結成され、年5回の定例会と年1回の体力測定を毎年行っています。</p> <p>○自主グループからさらに地域住民へ健康の意識が広がり多くの市民が健康づくりを行えるように支援を行っていきます。</p>
ゲートキーパーの養成	<p>○自殺対策の一環として自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応ができるゲートキーパーを養成し、市民及び市内職域でのメンタルヘルスの向上を図ります。</p> <p>○平成 29 年（2017 年）から令和元年（2019 年）の3年間で市職員を対象にゲートキーパー養成講座を行いました。</p> <p>○令和 2 年（2020 年）からは関係機関や民生委員・児童委員を対象にした講座を行い、今後市民に幅広く展開していきます。</p>



▲移動販売

《社会福祉協議会の取組》

取組	方向性
共同募金活動	<p>○毎年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日の期間、全国一斉に展開される赤い羽根共同募金運動を展開するとともに、市民や関係機関等へ周知するための啓発活動を行っています。</p> <p>○より多くの募金を集められるよう区長連合会、民生児童委員協議会と連携し、取組を一層充実していきます。</p>
善意銀行の運用	<p>○市民、団体、企業等からの善意の寄附金・物品を市民に還元していく制度として運用しており、民生委員・児童委員と連携しながら寝たきりの高齢者にシーツ配布等を行っています。</p> <p>○寝たきりの高齢者の支援、小災害見舞金の助成等、より一層市民の善意を還元できるよう事業を実施していきます。</p>

《市民・団体・民間パートナーのみなさんに期待すること》

- 地域の課題や地域で行われている支え合い活動に関心を持ち、参加したり、助けが必要な人に紹介したりするなど、一人ひとりができることから実践しましょう。
- 地域での福祉活動やボランティア活動に積極的に参加し、体験を周囲に伝えましょう。
- 声かけ、見守り活動等により、援護が必要な人の異変を早期に発見しましょう。
- 健康づくりや生きがいづくりの活動に、積極的に参加しましょう。



▲共同募金活動



▲善意銀行

② 地域の居場所づくりの推進と支援

地域住民の連帯感が希薄化しているなかで、今後、地域での福祉活動を盛んにするためには、性別や年齢に関係なく顔を合わせ、親しく付き合うことが必要です。身近なところからコミュニケーションを図ることができるよう、住民の居場所づくりを進めていきます。

《市の取組》

取組	方向性
高齢者の生きがいづくり支援と介護予防の普及	<p>○介護予防の取組として「週に1回以上、体操などの活動を行う住民運営の通いの場」において、人と人とのつながりを通じ参加者や通いの場が継続的に拡大していく地域づくりを推進します。</p> <p>○地域における介護予防の取組を支援するため、理学療法士、作業療法士や言語聴覚士の関与を促進します。</p>
地域子育て支援拠点事業の展開	<p>○現在、市内5か所で事業を展開し、子育て中の保護者等が気軽に、自由に利用できる場を提供するとともに、育児相談・情報提供・子育てに関する講座などを実施しています。</p> <p>○市ホームページや電子母子手帳アプリ等で事業の紹介をし、子育て中の親子の拠点事業の利用を促進していきます。</p>
放課後等の教育活動の充実	<p>○休日や放課後の子どもたちの居場所づくりとして、地域の公民館や学校の図書室等を活用しての「放課後わくわく広場」や「サタデースクール」を開催しています。</p> <p>○単なる居場所づくりだけではなく、地域人材を活用しての地域交流や体験活動の場として、さらに活動を推進していきます。</p>
認知症の人と家族の居場所づくり	<p>○認知症疑いや認知症高齢者で病院受診ができていない方に対し、専門職が訪問し、観察・評価を行った上で家族支援を含め初期支援を集中的・包括的に行います。また認知症の方やその家族が気軽に集うことができる場で、悩みごとの相談・情報交換・介護負担の軽減につながるよう体制の充実を図ります。</p> <p>○認知症と診断された方が地域とのつながりが継続でき、社会参加の居場所となるよう、既存のサロンや通いの場の交流拠点の充実を図ります。</p>



◀ 学習支援活動

サタデースクール ▶



《社会福祉協議会の取組》

取組	方向性
ふれあいサロンへの支援	<p>○高齢者・障害のある人・子育て中の保護者等で支援を必要とする方が、自分が住み慣れた地域において安心して生活ができるよう、地域のつながりの場として、自治会等でふれあいサロンが開設されています。住民が相互に支え合い、生きがいきづくり・仲間づくりの輪を広げ、住民の孤立感の解消、地域の見守り活動、閉じこもり予防や介護予防、健康の維持向上を図ることを目的としたふれあいサロンを地域が主体となって取り組んでいただけるよう、その開設及び運営の支援を行っています。</p> <p>○サロン活動がより多くの地域で自主的に実施されるよう、新規開設に助力するとともに、以降の運営についても実施内容の相談支援を行います。また、ふれあいサロンの活動の中で地域の見守り活動や生活支援活動に関連した課題を見つけ、解決に向けた活動につながるよう提案します。</p>
ふれあい教室の運営	<p>○市内公民館において、概ね65歳以上の方を対象に、寝たきりなどの原因となる身体機能の低下や閉じこもりを防止し、要介護又は要支援状態となることを予防することを目的として、音楽療法・健康体操・創作活動等を実施しています。</p> <p>○今後も多くの方に参加してもらえよう、プログラムを充実させ、広報活動に努めます。</p>
障害者ふれあいセンターの運営	<p>○障害者・児の教養の向上、文化、スポーツ、健康増進等に係る活動の推進、地域住民とのふれあい交流の場として運営を行っています。障害に対する理解を深め、福祉の増進を目的として各種教室、講演会、イベントを開催しています。それ以外でも、さまざまな目的でご利用していただけるよう施設の貸出も行っていきます。</p> <p>○スポーツ教室や文化教室、講演会、イベント、貸館業務等、現在行っている事業内容を広く市民に知ってもらい、利用・参加してもらえよう、啓発活動を推進するとともに内容の充実を図ります。また、障害のある人とない人の相互理解の場として「ふれあい交流会」を開催しています。一層の内容の充実に向けて、実行委員会で協議していきます。</p>

《市民・団体・民間パートナーのみなさんに期待すること》

- 身近なところで新しく生まれている地域福祉の居場所に関心を持ち、支える立場として参加したり、必要な人に紹介したりしましょう。
- 気軽に集まれるサロン活動を普及し、相談できる信頼関係を築きましょう。
- 地域の行事に参加して、できるだけ多くの人と顔見知りになるようにしましょう。

③ 公共施設の「支え合い」拠点化

公共施設等、住民のより身近な場所で福祉活動が実施できるよう、関係機関・団体との連携を図ります。また、その拠点を活用し、地域の子どもから高齢者まで年代を問わず交流できる場づくりを推進します。

《市の取組》

取組	方向性
公民館等施設のあらゆる分野における運営・活用	<p>○社会教育施設としての基本的な考え方は維持しながら、利用者の要望に応じ、柔軟な対応で施設の運営・活用を行っています。</p> <p>○防災、学校教育、介護、福祉関連施策における地域住民の活動拠点として活用していきます。</p>
天理駅前広場コフフンの運営・活用	<p>○天理駅前広場コフフンは、多世代が集い、天理の魅力を発信し、天理で暮らすことの豊かさを体験できる拠点として、市の魅力である音楽・ダンス等をはじめとする多彩なイベントを誘致・開催するとともに、地域製品の販売を通じた産業の発信や周遊観光の拠点として、官民連携による運営により新たな賑わいを創出しています。</p> <p>○賑わいの創出とともに高齢者の健康づくりや子育て支援等、多様な主体のつながりの場として地域課題の解決や支え合いのまちづくりの拠点として、さまざまな施策・取組を市内各地域に拡散・展開させます。</p>
子育て世代すこやか支援センター「はぐ〜る」を活用した天理版ネウボラの深化	<p>○誰もが安心して妊娠・出産、育児ができる、切れ目のない支援を行うため、妊娠届時のコンシェルジュによる妊婦の心身の状況の把握、個別の支援プランの作成、必要に応じた関係機関とサービスの紹介を行っています。また妊娠中にも、安心して出産できるようコンシェルジュや保健師が相談を行っています。</p> <p>○出産後は全戸訪問による産後うつや体調不良の確認、育児不安の軽減のための支援を行っています。支援が必要な方へは産後ケアとしてデイサービスやショートステイ、ドゥーラー訪問、養育支援訪問、地区担当保健師継続支援を行っています。個別支援だけでなく妊婦や出産後間もない時期から母親同士やドゥーラーとの交流ができるようサロンを開催し、情報交換や不安軽減の場の提供を行っています。</p> <p>○市ホームページや電子母子手帳アプリによる「はぐ〜る」の周知を行い、サービスの周知度、必要な利用数を上げ、妊娠から出産、育児を通じて悩んでも相談でき不安を軽減できる人の数を増やしていけるよう支援してきます。</p> <p>○子育て世代の経済的負担軽減を図るため、天理市しごとセンター、産業振興館との連携を図り、ニーズに合わせた就労支援を行います。</p>

取組	方向性
社会教育（関連）施設・学校施設を利用した市民交流	<p>○井戸堂・前裁小学校では土曜日、日曜日に利用登録をした校区の団体に多目的室の開放を実施しています。学校図書館開放では、平成 28 年度（2016 年度）から櫛本小学校で地域協働本部が中心となり、地域連携の図書館開放を園児と保護者を対象に実施しています。令和元年度（2019 年度）から前裁小学校が主体となって幼稚園児と引率の保護者を対象に行っています。</p> <p>○今後も利用者増加につながるよう、関係部署と連携を図りながら各事業を推進していきます。</p>



▲すこやかホール



▲図書館開放

(3) 地域福祉を支える団体との協働

① 地域活動団体等への活動支援

地域において福祉活動を行っている団体が地域住民の参加や理解・協力を得て、地域で積極的な活動を行うため、各団体が連携しながら地域住民との交流を促進できるよう支援します。また、各団体の活動を通して、支援を必要としている人が、地域の中で自立した生活が送れるように支援するとともに、住民や地域に対して積極的にPRし、理解、協力を求めていきます。

《市の取組》

取組	方向性
障害者団体の活動支援	<p>○障害者福祉団体連合会の役員会に出席して情報共有を行い、議論を深めることでその活動を支援しています。また、側面的な支援として「障害福祉のご案内」を窓口で配布することにより障害者団体への加入を促しています。</p> <p>○障害者団体への加入を促進するとともに、団体の自主的な活動を支援し、障害のある人の社会参加の促進を図ります。</p>
自治会活動への支援	<p>○市内の小中学校区を単位とする校区区長会の健全な運営と、校区住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進及びその健全な発展を支援しています。</p> <p>○市内の各校区区長会が中心となっていく地域住民との協働事業を推進し、各校区の独自の魅力や特性を活かしたコミュニティ活動を支援します。</p>
民生委員・児童委員活動への支援	<p>○地域に住む人たちが困った時に民生委員・児童委員が必要な助言や指導を行う際、スムーズに行っていただけるように、関連部署と連携し、支援しています。</p> <p>○今後も地域のために活動していただきやすいように、行政機関としてできる事を支援していきます。</p>
日赤天理市地区奉仕団等への活動支援	<p>○赤十字奉仕団は「赤十字のボランティア活動を通じて、地域社会を住みよくしよう」という気持ちを持った方々の集まりで、地域でさまざまな奉仕活動を展開されています。</p> <p>○更生保護女性会は女性の立場から地域青少年の非行防止と犯罪に陥った者の更生に協力し、明るく住みよい社会の建設に寄与することを目的とし活動されています。</p> <p>○今後も地域のために活動していただきやすいように、行政機関としてできる事を支援していきます。</p>

取組	方向性
長寿会の活動支援	○老人クラブの健全な運営、健康づくりに資する活動等の支援を行います。認知症予防や介護予防等、新たな高齢者施策のアウトリーチの場として連携を図ります。
子育てサークルの育成・活動支援	○地域でつながり子どもを育て合う、子育てサークルへの活動支援を行っています。

《社会福祉協議会の取組》

取組	方向性
民生児童委員協議会の活動支援	○事務局として、民生児童委員協議会が円滑に活動できるよう支援しています。民生委員・児童委員が地域住民の身近な相談相手として行政との橋渡しの役割を担っていただくことにより、地域の福祉活動の充実につなげています。 ○継続して支援を行うとともに、一層その活動をより良いものにするため、市行政他、関係団体と情報連携をさらに密にしていきます。
長寿会連合会の活動支援	○事務局として、長寿会連合会が円滑に活動を行えるよう支援しています。グランドゴルフ大会等のスポーツ大会や各種研修活動により、高齢者の介護予防につなげています。 ○継続して支援を行うとともに、一層その活動をより良いものにするため、市行政他、関係団体と情報連携をさらに密にしていきます。
障害者福祉団体連合会の活動支援	○事務局として、市内の障害者6団体で構成している障害者福祉団体連合会の活動を支援しています。合同レクリエーション、はばたき祭、「障害者の日」記念事業を開催するとともに、障害のある人もない人も自分らしく生きることのできる地域づくりにつなげています。 ○継続して支援を行うとともに、一層その活動をより良いものにするため、市行政他、関係団体と情報連携をさらに密にしていきます。



▲障害者（児）家族の集い「はばたき祭」



▲「障害者の日」記念事業

■ 基本目標Ⅰの目標指標

計画を着実に進めていくために、次の数値目標を設定します。

項目名	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
生活支援ボランティア人数	25名 (2020年10月現在)	75名
地域の通いの場の数	31か所	56か所
移動販売の利用者数	7,340人	10,000人
子育て支援拠点利用者数	16,162人	19,000人
放課後等の教育活動への延べ参加者数	1,936件	2,000件
自治会加入率	59.2%	60.2%



▲柳本こどもあさごはん部



▲ふれあい教室

基本目標Ⅱ 暮らしを支える地域福祉施策の推進（仕組みづくり）

（１）包括的な相談窓口、支援体制の整備

① 複合的な課題及び制度の狭間の課題にも対応する相談・支援体制の推進

子育て、障害、介護、生活困窮といった単一の課題だけでなく、ダブルケア、8050問題等の複合的な生活課題を抱える人や世帯に対応するため、分野ごとの縦割りで終わることなく、各相談窓口が連携を図るとともに、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築を目指します。

《市の取組》

取組	方向性
多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築	<p>○住民の多様な相談を受け止めるため、住民に身近な圏域から市全域まで、それぞれの圏域に見合った相談機関が連携し、包括的な相談・支援体制の構築を目指します。また、既存の相談窓口同士で情報交換を図り、適切に専門職を配置するなど必要な体制づくりに努めます。</p> <p>○福祉分野の総合福祉会議（仮）を新たに設置し、相談支援体制における課題を共有し、多機関の協働による包括的な相談・支援体制のあり方について協議していきます。</p>
子ども・若者総合相談窓口「夢てんり」の展開	<p>○子ども・若者総合相談窓口「夢てんり」は、ニート・ひきこもりや就労に悩みを抱えている方のための相談窓口です。相談の解決に向け、天理市の教育・福祉・保健医療・矯正更生・雇用関係の21機関で構成されるネットワークをつくり連携しています。</p> <p>○ユースアドバイザー養成講座を開講し、支援を必要とされる方の発見・誘導を担うボランティアの育成を図ります。</p>

《社会福祉協議会の取組》

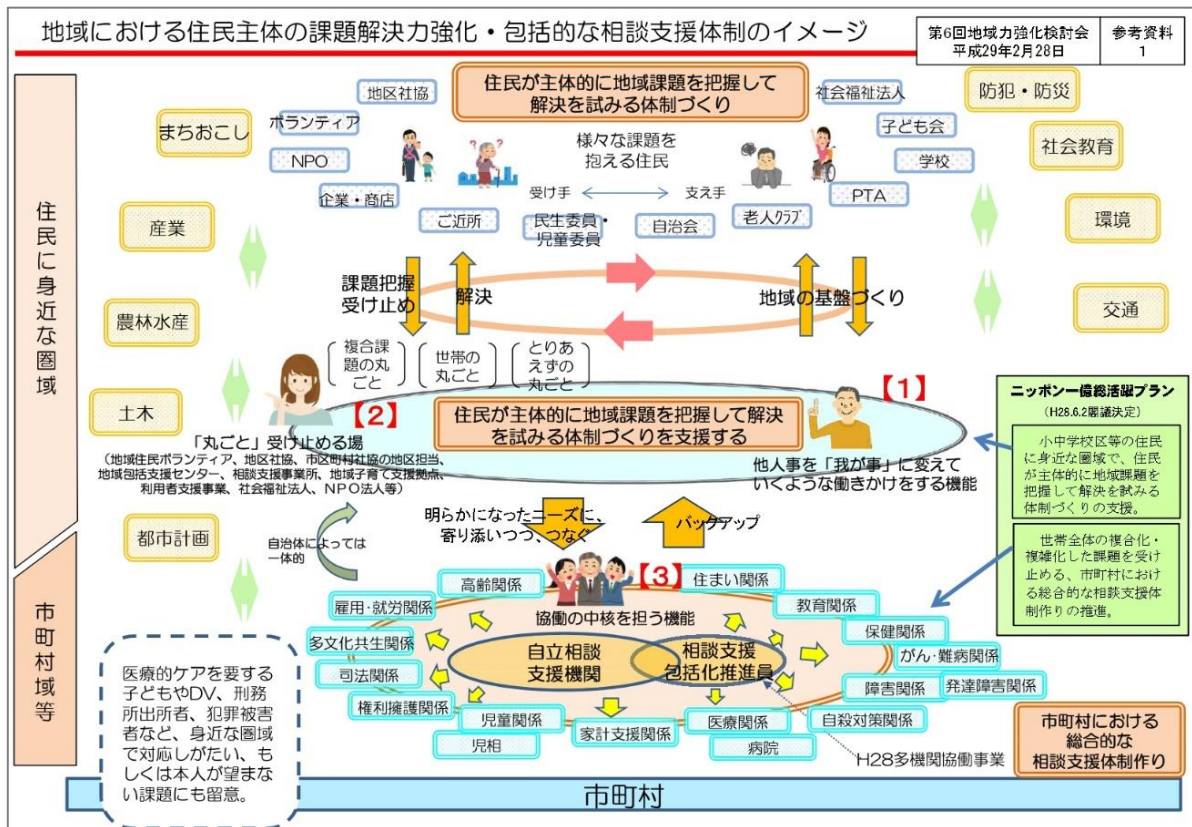
取組	方向性
心配ごと相談	<p>○民生委員・児童委員に相談員として協力していただき、住民の生活に関する悩みに対して適切な助言を行い、また、必要に応じて各種関係機関へつなぐなど、問題解決のお手伝いをしています。</p> <p>○広く市民の心配ごとに対応するため、関係機関との連携の充実を図ります。また、広く利用していただけるよう、市行政と関係機関での広報に努めます。</p>



《市民・団体・民間パートナーのみなさんに期待すること》

- 困ったときは相談窓口にご相談しましょう。
- 家族や友人の様子の変化に気を付けましょう。
- 困っている人がいたら、声をかけて相談するように勧めましょう。
- 行政や相談支援機関から発信されている情報に、関心をもつように心がけましょう。

＜地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ＞



出典：厚生労働省 地域力強化検討会 中間とりまとめ資料 平成 28 年 12 月

《庁内ワーキンググループにおける包括的支援体制に関する勉強会》

今回の地域福祉計画策定にあたり、庁内ワーキンググループ員と地域包括支援センター職員が「包括的支援体制の整備」についての勉強会を実施し、体制整備が求められる社会的背景や他市事例を学び、現状についての意見交換を行いました。事例紹介では、CSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）を圏域ごとに配置して、「断らない相談体制」を構築している地域を学びました。また、意見交換では、各窓口での守備範囲を超える相談に及んだ際の対応の難しさと、適切な支援につなげるための連携の大切さが話し合われました。

天理市で設置している主な相談窓口

相談項目や相談窓口		相談内容
高齢	介護保険相談	要支援・要介護認定に関すること及び介護サービスに関する相談
	その他高齢者相談	高齢者虐待・認知症・権利擁護・介護予防・高齢者福祉サービスの相談
障害	障害者相談	障害のある人や障害のある子どもの障害サービスに関する相談
子ども・子育て	包括的な相談	子育て世代すこやか支援センター「はぐ〜る」での、妊娠期から子育て期（妊娠・出産・産後・育児）にかかわる包括的な相談
	あかちゃん・こども相談	乳幼児期の子どもの発育発達・離乳食や予防接種などについての相談
	のびのび相談	乳幼児期の子どもの発達相談
	産後ケア	お母さんの心と体のサポート、育児のサポート
	児童虐待に関する相談	母子・家庭児童相談
	教育相談・特別支援教育相談	子どもの家庭や学校での生活についての相談
子ども・若者	総合的な相談	総合相談窓口（夢てんり）での、ニート・ひきこもり・不登校・高校や大学中退についての相談
女性	女性のためのこころの相談	家族、仕事、子ども、自分自身の生き方などの相談
生活困窮	生活保護の相談	生活保護に関するあらゆる相談
	生活支援相談	生活に困窮している人に対する自立に向けての相談
健康	健康相談	血圧測定をはじめとする健康相談
こころ	こころの相談	精神疾患や精神障害のために困っている方の相談
人権	人権相談	生活の中で起こる人権についてのさまざまな悩み相談
その他	法律相談	法律の知識が必要な問題について
	行政相談	行政機関等に対する意見や要望など
	消費生活相談	購入した商品やサービスへの苦情、悪徳商法による被害相談、通信販売や訪問販売契約のトラブルについての相談

② 生活困窮者に対する自立支援方策の推進

生活困窮者は、経済的な問題だけではなく、社会的な孤立や社会からの排除、心身の障害や不安、経済的困窮など、複合的な問題を抱えている場合が多く、自立のためには、単に就労につなげるだけでなく、その人ごとに適した支援が求められます。このような状況を踏まえ、平成 27 年（2015 年）4 月に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

生活困窮という課題を抱える地域住民が、各種自立支援事業によって課題を解決し、地域の一員として安心して日常生活を営み、社会参加が可能となる生活を築いていくことができるよう支援していきます。

《市の取組》

取組	方向性
生活困窮者の自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none">○奈良公共職業安定所が協定を結び、一体となって生活保護受給者、生活困窮者、ひとり親に対して就労支援を行う生活保護受給者等就労自立促進事業を実施しています。○生活困窮者が就労準備を行う間、住居を失うことがないように市と社会福祉協議会が情報連携し、市は住居確保給付金の給付を行い、社会福祉協議会は総合支援資金の貸付により、生活困窮者の生活基盤の確保を支援しています。○奈良公共職業安定所、社会福祉協議会等の関係機関との連携をより一層深めつつ、生活困窮者の自立に向けた取組を継続して推進していきます。



《社会福祉協議会の取組》

取組	方向性
福祉資金の貸付	<p>○低所得世帯に対し、一時的に生活に困窮された場合には貸付を行うことで、金銭的・精神的負担を軽減します。貸付に至らないケースであっても、相談者の生活課題を的確に把握し、専門機関への支援につなげています。</p> <p>○多様化、複雑化する問題に対応するべく、市行政、奈良県社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の関係機関との情報共有を一層密にします。</p>
生活福祉資金等貸付事務の受託	<p>○低所得世帯の自立更生及び離職者支援のため、奈良県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業の貸付事務を受託し、貸付相談及び貸付事務を行っています。</p> <p>○低所得世帯の自立及び離職者支援のため、今後も引き続き適正な貸付事務を行います。</p>
フードレスキュー事業の受託	<p>○「今日明日食べる物がない」等、喫緊に生活上の問題に直面している相談者に対し、食料を支援する緊急食糧支援事業を奈良県社会福祉協議会より受託しています。</p> <p>○引き続き緊急の支援を必要とされている方々の訴えを的確に把握し、対応するための相談支援を行います。</p>

《市民・団体・民間パートナーのみなさんに期待すること》

- となり近所の声かけや見守り活動によりニーズを見つけ、地域で手助けしましょう。
- 適度な距離感を保ちつつ、となり近所に関心を持ちましょう。
- 支援が必要な人を地域の中で見守り、必要に応じて関係機関へ連絡・相談をしましょう。



③ 福祉サービスの質の向上と適正化の推進

これからの少子高齢社会は、公的サービスだけでなく多様なニーズへの対応やきめ細かいサービスが求められます。これらのニーズをいかに把握するかが大切であり、その方法、手段について検討する必要があります。

サービスの利用状況の分析や各種調査などにより、サービスを利用する側と提供する側の双方のニーズを把握し、一人ひとりの状況に合わせたサービスを提供していきます。

《市の取組》

取組	方向性
高齢者福祉関連サービスの質の向上と適正化の推進	○要介護認定適正化や、介護サービス提供事業者への指導・監査を通じた介護給付適正化等に取り組むことで介護保険制度の円滑な運営を担いつつ、介護サービス基盤の整備に取り組むなどにより地域の実状に見合った持続可能な介護サービスを維持します。 (詳細は各分野計画「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を参照)
障害者福祉関連サービスの質の向上と適正化の推進	○障害のあるすべての人が、社会を構成する一員として排除されることがなく、かけがえのない個人としての尊厳が確保される共生社会を実現するとともに、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される社会の実現をめざし、各種サービスを提供します。 (詳細は各分野計画「天理市障害福祉計画・障害児福祉計画」を参照)
子ども・子育て関連サービスの質の向上と適正化の推進	○子育て家庭が安心して子どもを育てことができ、子どもがすこやかに成長する社会をつくるため、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年(2015年)に「天理市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)を計画期間とする「第2期 天理市子ども・子育て支援事業計画」の推進により、引き続き教育・保育ニーズに対する提供体制を確保し、充実した子育て支援体制を整えます。 (詳細は各分野計画「天理市子ども・子育て支援事業計画」を参照)



《社会福祉協議会の取組》

取組	方向性
地域活動支援センターの運営	<p>○在宅で生活する障害者の自立支援、生活の改善、身体機能の維持向上並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、必要に応じて機能訓練や入浴サービス等を提供しています。</p> <p>○多くの方に地域活動支援センターを利用してもらえよう、福祉関係各団体等での施設紹介及び利用者募集を継続していくとともにサービス内容の充実を図ります。</p>

《市民・団体・民間パートナーのみなさんに期待すること》

- 市やサービス事業者に対して、サービスについての要望や意見を伝えましょう。
- 介護保険制度や障害者総合支援法に基づく支援制度など、福祉サービスの概要を学びましょう。
- サービス提供事業者や福祉施設では、地域住民に積極的に情報を提供し、理解を深めてもらうとともに、サービスの質の向上を図りましょう。



▲地域活動支援センター



▲地域活動支援センター送迎車

(2) 地域包括ケアシステムの構築

① 地域で支えるシステムづくり及びネットワークの強化

高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策からそれぞれの状態に応じたサービスを提供することが必要です。

地域住民の介護予防や生活支援、在宅医療に係る相談等、それぞれの関係者と連携し、複合的な課題にも対応できる体制を築きます。

《市の取組》

取組	方向性
地域包括ケア拠点の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターにおいて、社会福祉士、保健師又は経験のある看護師、主任介護支援専門員による専門性を活かし、総合相談体制の充実を図るとともに、権利擁護事業等に関する地域包括支援センター間での情報共有、研修会への参加など地域包括支援センター業務の充実を図ります。また地域ケア会議では、個別事例に応じて弁護士、理学療法士や作業療法士等の専門職に加え、自治会、民生委員・児童委員等の地域住民も参加して実施しています。 ○今後は、地域ケア会議において個別事例において必要となる多様な専門職が参加できる体制を推進します。
地域で支える仕組みづくりの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援コーディネーターを中心に多様な主体との連携を図り、地域の高齢者が抱える生活課題を地域のボランティアにより解決できる仕組みを構築します。 ○高齢者が介護施設等でボランティア活動を行う「介護支援ボランティア（はつらつメイト）」の取組を推進します。 ○新たに有償ボランティア制度（支え合いポイント）を活用し生活支援体制の構築を推進することにより、生活支援ボランティアの発掘・養成を推進します。
在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で過ごせるよう、入退院調整ルールによる地域医療・介護関係者の協力体制の充実を図ります。 ○医療・介護に携わる看護職とも協働し、住民ニーズや課題の共有を図り、看取りや認知症を含めた支援策の検討・充実を図ります。
総合福祉会議（仮）の設立と運用	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉に関わる福祉・保健・医療関係者等が、地域課題を分野横断的に検証し今後の方向性等の議論する協議の場を設置します。 ○それぞれの分野については、専門部会を設置し、包括的な支援体制を整えます。

取組	方向性
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	○すでに地域包括ケアシステムを構築しつつある高齢者分野とあわせて、総合福社会議（仮）で、体制を整えるため議論を進めます。



(3) 市民の権利を守る体制の推進

① 権利擁護の推進【天理市成年後見制度利用促進基本計画】

《計画策定の背景》

政府は、「認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題」として平成28年（2016年）4月15日に「成年後見制度の利用促進に関する法律」を発令しました。また、同法第12条第1項の規定に基づき、平成29年（2017年）3月24日に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

これらの中で、市町村の講ずる措置として「同基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める」ことと「成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努める」こと、また「基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努める」こととされています。

《成年後見制度とは》

成年後見制度とは、高齢者や障害がある人のうち、判断能力が十分でない人に対し、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、本人の財産の管理、福祉サービスやその他の契約等を行い、本人の財産と権利を守り、その生活を支援する制度です。

成年後見人が選任されることにより、例えば、認知的に問題のある高齢者が訪問販売等の不利益な契約を結んでしまったことにより財産が散逸してしまったという問題や、福祉サービスを必要とする障害のある人が適切な契約ができないために健康が損なわれてしまったという問題等を未然に防ぐことができます。申し立てるべき人がいない場合など、特に必要があると認める場合には、その方の居住地を管轄する市町村長が家庭裁判所に対し審判の請求をすることもできます。

今後、全国的な高齢化、単身化が進む中、本市においても成年後見人のニーズは、年を追うごとに高くなることは確実です。成年後見制度は、すべての市民が安心して生活を送るために非常に重要な制度であり、制度のさらなる啓発及び円滑な利用に向けた支援を推進します。

《基本方針》

本市では、ご自身で判断することが難しくなった方に対し、地域で安心して暮らせるよう、その意思決定を支援することで、本人の自発的意思が尊重され、本人の権利が担保される地域づくりを目指します。そのために成年後見制度の促進については下記を基本方針とします。

ア) 制度の啓発と利用促進

ご自身で判断することが難しくなった方が、本人らしい生活ができるよう、日常生活のあらゆる場面で本人の意思が十分尊重されるために、意思決定支援を受けることの重要性の啓発に努めた上で、財産管理や身上保護を中心とした成年後見制度の利用促進を図ります。

イ) 各関係機関連携の推進

市民のニーズを把握し、真に必要とされる方が成年後見制度を円滑に利用できるよう、市と社会福祉協議会、自立支援協議会、民生児童委員協議会、地域包括支援センター等の関係機関の連携を一層深めます。同時に、それぞれの機関が個々に支援するのではなく、弁護士や司法書士、社会福祉士等専門職の助言も得ながらチームとして動くことができるよう、支援ネットワークの構築について、福祉分野の横断的な課題を話し合う「総合福祉会議（仮）」で協議していきます。

ウ) 社会福祉協議会による法人後見の推進

現在、社会福祉協議会で行っている日常生活自立支援事業の対象者で、認知機能に大幅な障害が発生した方に対し、その取組を延長する形で社会福祉協議会が法人として成年後見人を受託する仕組みづくりに向け、市と社協とが連携しながら検討を始めます。そのために、先進地での研修や本市の各団体からの情報収集及び整理を行います。また、他市町村や本市の具体的事例検討及び事務経費等の費用算出を行い、適切で持続可能な運用を目指し検討していきます。

《市の取組》

取組	方向性
権利擁護に関する情報発信	○市広報紙等を活用し、権利擁護や成年後見制度に関する正しい知識や意思決定支援の大切さの普及啓発を行います。また、成年後見制度の相談窓口の周知を行います。
連携による支援	○後見人、市、社会福祉協議会、自立支援協議会、民生児童委員協議会、地域包括支援センター、サービス提供事業者等、被後見人を支援する人が連携していけるよう、ネットワークを構築します。
制度の利用促進	○申し立てるべき人がいない場合等に、市長による成年後見の申し立てや、申立費用及び後見人への報酬費用の助成を行います。

《社会福祉協議会の取組》

取組	方向性
日常生活自立支援事業の運用	○認知症や知的障害・精神障害等により日常生活を営むのに不安を抱えている人に対し、福祉サービスの利用相談、日常生活に必要な手続き及び日常的な金銭管理のお手伝いなど、生活上のサポートをします。
法人後見の検討	○法人として成年後見人を受託する仕組みづくりに向け、市と社会福祉協議会が連携しながら、先進地での研修や本市の各団体からの情報収集及び整理等を行います。

《市民・団体・民間パートナーのみなさんに期待すること》

- 各種福祉サービスや意思決定支援、成年後見制度、日常生活自立支援事業について知識を深めましょう。
- 支援が必要な人を地域の中で見守り、必要に応じて関係機関へ連絡・相談をしましょう。
- 認知症高齢者等、判断能力の低下に伴う支援が必要な人を発見した時は、速やかに相談しましょう。



② 虐待防止等の推進

乳幼児や児童、高齢者に対する虐待、女性に対する暴力などが社会問題になっています。

偏見や差別のない支え合う意識を高揚していくとともに、支援が必要な人を把握して解決に向けて専門家を交えて協議するなど、プライバシーに配慮しながら慎重かつ適切な対応を図っていきます。

《市の取組》

取組	方向性
児童虐待防止の推進	<p>○児童等につながっている保育所（園）、幼稚園、こども園、小中学校等の関係機関と連携を図りながら児童虐待の早期発見に努めています。</p> <p>また、毎年 11 月の児童虐待防止推進期間に児童虐待防止の広報・啓発活動のため市内スーパーなどにポスターを掲示し、オレンジリボン等の配付を実施しています。</p> <p>○児童の生活状況等の変化を敏感に感じ取り児童等の支援をしていきます。</p>
障害者虐待防止の推進	<p>○「障害者虐待防止法」に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障害者虐待防止・権利擁護研修に参加し、職員の理解促進と資質の向上を図っています。</p> <p>○障害のある人に対する虐待を防止するため、奈良県等の関係機関との連携に努めます。</p>
高齢者虐待防止の推進	<p>○高齢者本人や養護者、虐待発見者、関係機関からの通報に対して、市や地域包括支援センターが中心となって、情報共有や訪問等による事実確認、必要に応じて分離保護の対応やその後の自立支援、生活支援、また家族に対する介護負担軽減策の提案などの支援を行っています。</p> <p>○高齢者虐待の相談窓口を周知し、早期発見・早期対応を図るとともに、家族の介護負担軽減や認知症への理解・認知症予防の取組を進めていきます。</p>
男女の人権尊重の推進	<p>○職場や家庭、地域活動の場において、従来の固定的な性別役割分担意識がまだ根強く残っており、ドメスティックバイオレンス（DV）やさまざまなハラスメントの被害もみられます。男女共同参画社会の実現に向け、あらゆる世代への意識啓発のため、男女共同参画の視点に立ったパネル展示・講座等を開催します。</p> <p>○男女共同参画の意識の育成に努めており、今後も地道な啓発活動を行っていきます。</p>

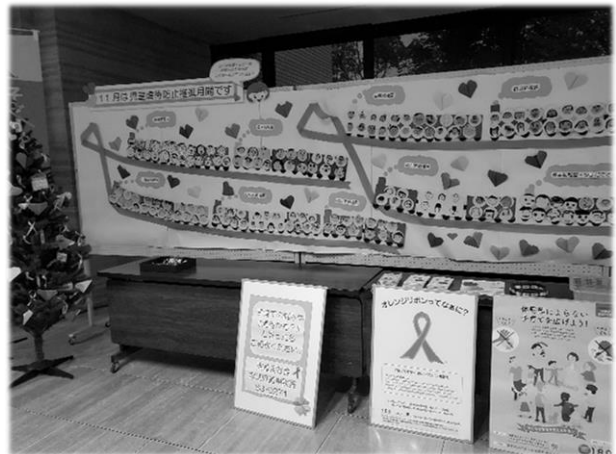
《市民・団体・民間パートナーのみなさんに期待すること》

- 問題を家族・個人だけで抱えこまず、まずは相談しましょう。
- となり近所や地域の住民に関心を持って状況の変化に気を配りましょう。
- 虐待と疑われることがあった場合には、小さなことでもすぐに市役所や児童相談所、地域包括支援センターなどの公共機関に相談しましょう。

■ 基本目標Ⅱの目標指標

計画を着実に進めていくために、次の数値目標を設定します。

項目名	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
地域全体でお互いに支え合い助け合う機会や仕組みが充実していると思う市民の割合	32.9%	35.0%
安心して子どもを産み育てられる子育て支援が充実していると思う市民の割合	33.0%	40.0%
介護保険サービスや高齢者の自立した生活への支援が充実していると思う市民の割合	30.7%	33.7%



▲児童虐待防止の推進

基本目標Ⅲ いきいきと暮らせる生活環境づくりの推進（環境づくり）

（１）誰もが地域に出やすい環境の整備

① アクセスしやすい情報の収集と提供の充実

年代や障害の有無にかかわらず、すべての市民が万遍なく情報入手できるよう、それぞれの特性に応じた効果的な情報発信を行い、情報アクセシビリティ（利用のしやすさ）向上の取組を進めます。

《市の取組》

取組	方向性
障害がある人に配慮したわかりやすい情報提供	<p>○障害のある人やその家族に対して保健、医療、福祉の情報提供のため、「障害福祉のご案内」の内容を充実するとともに、市ホームページや広報紙「町から町へ」、パンフレットなどを活用し、必要な情報提供をわかりやすい表現等で行っています。</p> <p>○引き続き「障害福祉のご案内」や市ホームページ、広報紙等において内容を充実するとともに、障害のある人に配慮したわかりやすい情報提供を図ります。</p>
情報入手の支援	<p>○障害のある人の情報入手を支援するため、「テープ天理」、点訳サークル「さくら」等のボランティア団体等との連携を図り、音声や活字資料の点訳、音訳などを行うとともに、ろう者が情報を取得しやすいように、遠隔手話通訳を行っています。また、障害のある人のコミュニケーションや情報を容易にするため、日常生活用具の情報・意思疎通支援用具の給付について周知を行い、利用促進を図っています。</p> <p>○障害のある人の情報入手を支援するため、情報のバリアフリー化を進めます。</p>

《市民・団体・民間パートナーのみなさんに期待すること》

- 広報紙や回覧板などをよく読み、関心を持って情報を得るようにしましょう。
- インターネットや情報通信機器を活用しましょう。
- 情報発信の際には、ホームページの文字サイズや色、ふりがなの設定など、だれもが利用しやすい表示や伝達の方法、操作の方法の工夫などに取り組みましょう。

② 社会参加等を促進する交通の充実

子どもや子育て中の人、高齢者や障害のある人にとって、安全な外出、移動が妨げられることのないよう、公共交通機関の利用などにおいて、安心して外出、移動できるような環境を整備していきます。



《市の取組》

取組	方向性
高齢者等の暮らしに必要な移動を支える 方策の検討・導入	<p>○超高齢化が進行する地域において、マイカーに頼れないような市民の暮らしを守るために、地域住民、市の協働により、既存の公共交通モードでは対応が困難と思われる小さな需要や個別ニーズに対応できる移動手段の導入を可能とするための手法・制度等を検討します。</p> <p>○地域ぐるみで公共交通を守り育てると意識の強い地域について、地域内における住民主体で運行する新たな移動手段の検討、導入に向けた取組を支援します。</p>
コミュニティバス、 デマンドタクシーの 運行	<p>○交通空白地帯の解消や、高齢者などの交通弱者の利便性の向上、中心市街地、公共施設等へのアクセス改善を図ることを目的に、天理総合駅を発着としてコミュニティバス「いちよう号」西部線・東部線を運行しています。また、鉄道・路線バス及びコミュニティバスが運行していない公共交通の空白地の解消を目的として、市中心部と各エリア毎に設けられた乗降所間を結ぶ、デマンド型乗合タクシー「ぎんなん号」を運行しています。</p> <p>○コミュニティバス「いちよう号」西部線・東部線及びデマンド型乗合タクシー「ぎんなん号」は、市民の暮らしに必要な不可欠な移動手段であることから、住民、行政、関係者の協働により、運行サービスの維持を図ります。運行サービス内容と利用実態、利用ニーズ等とに乖離が生じる場合は、効率化や利便性向上の観点より、住民、行政、関係者が協働して、必要な改善を実施します。</p>
福祉タクシー券の 交付	<p>○障害のある人が社会活動に参加できるような支援として、福祉タクシー券の交付を行っています。</p> <p>○障害のある人の社会参加の促進を図るため、今後も引き続き継続します。</p>

コミュニティバス西部線 ▶



《社会福祉協議会の取組》

取組	方向性
<p>車いす・福祉車両の貸出</p>	<p>○緊急的又は一時的に車いすを必要とする方に対し、短期間の貸出を行っています。また、一般車両への乗降が困難な車いす使用者に対して車いすで乗降ができる福祉自動車の貸出を行っています。</p> <p>○必要とする方の利便性の向上を図るため、引き続き貸出を実施するとともに、「社協だより」等で周知します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">子ども用車椅子</p>



③ 住みよい都市環境の向上

不特定多数の住民が利用する公共施設や民間施設においても、ユニバーサルデザインを積極的に取り入れ、誰もが住みやすいまちづくりを進めていきます。

《市の取組》

取組	方向性
バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた都市環境の構築	<p>○医療・福祉・商業、公共交通等の都市機能を適切に誘導し、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編を行うなかで、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れ、地域の特性に応じたきめ細やかなまちづくりを進めています。</p> <p>○年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、誰もが暮らしやすい都市環境の構築を推進します。</p>
空家対策と活用の推進	<p>○平成30年（2018年）7月に策定した「天理市空家等対策計画」に基づき、空家等の適切な管理を促し、空家等の発生そのものを抑制することに重点を置き、快適な住環境の保全に努めるとともに、利活用可能な空家については地域の資源ととらえ、活用促進の取組を推進しています。</p> <p>○地域の活性化の観点から、空家の有効活用を目的とし、所有する物件の活用を希望する空家所有者と、空家利用希望者の需要と供給のマッチングを図るため、天理市空き家バンクを運営しています。</p> <p>○所有者からの相談・要望に加えて利活用に関するアンケートを通じて、売却や活用が可能な空家の空き家バンクへの登録を推進します。</p>
低所得高齢者等住まい・生活支援事業の推進	<p>○社会福祉法人やすらぎ会が、奈良県下初の住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を受け、高齢者の居住環境を確保・整備する支援を進めています。</p>



▲バリアフリー整備

(2) 安心・安全な生活環境づくり

① 地域における防災体制の充実

いざというときに役立つ知識を身につけて、地域の力で救助や避難ができる体制を確立できるよう、防災訓練や災害に備えた体制づくりに取り組みます。

《市の取組》

取組	方向性
災害時避難行動要支援者名簿等の情報提供による避難支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時避難行動要支援者名簿を作成し、平常時から情報を、自治会長、自主防災組織会長、民生委員・児童委員、消防署と共有し、災害時での安否確認等に役立て、要支援者の被害の減少を図っています。 ○災害時に円滑な要支援者名簿の活用ができるよう、市防災訓練等において要支援者名簿を用いた要支援者安否確認訓練を実施します。
地域における防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織に対する研修会や啓発等の実施、市防災訓練において防災士の避難所運営訓練への積極的参加を図ります。また、災害時には行政と連携をとりながら消防団によるパトロールや被害場所の養生などを行います。 ○今後も引き続き、自主防災組織及び防災士の地域防災力の向上を図ります。

《社会福祉協議会の取組》

取組	方向性
災害ボランティアセンターの設置及び運営	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時には天理市と締結した協定書により、市の要請に基づき迅速に災害ボランティアセンターの設置及び運営を行います。 ○災害ボランティアセンターの関連の研修会を開催するとともに、災害ボランティアセンター設置及び運営マニュアルを適宜更新していきます。

災害ボランティア研修 ▶



《市民・団体・民間パートナーのみなさんに期待すること》

- 「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、そのための知識や技術を身につけましょう。
- 防災訓練に積極的に参加しましょう。
- 災害時の避難行動要支援者の見守り体制を整えましょう。
- 避難に心配がある人は、災害時避難行動要支援者名簿への登録を申し出ましょう。
- 平常時から住民同士の顔の見える関係づくりを進め、地域防災力の向上に努めましょう。

② 地域における防犯・事故防止の充実

一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わないように心がけるとともに、地域ぐるみによる防犯活動を支援し、地域の防犯力の向上を図ります。

《市の取組》

取組	方向性
地域の防犯力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪を未然に防ぐ環境づくり及び交通事故の発生抑制を目的に、自治会等を対象とした防犯カメラの設置費用補助や自治会の申請に基づくLED防犯灯設置を行っています。 ○地域が一体となって安全を確保するため、地域こども110番の旗を民家や事業所に協力を得て設置し、地域防犯力の向上を進めます。
防犯・見守りボランティアへの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児・児童の登下校園中の立哨ボランティアに地域安全ボランティアベストの配布を行い、防犯・見守り活動支援を行っています。 ○継続して地域安全ボランティアベストの配布を行い、防犯・見守り活動支援を行います。

《市民・団体・民間パートナーのみなさんに期待すること》

- 子どもの安全を守る見守り活動等に積極的に取り組みましょう。
- 公共交通機関や地域団体は、お互いに連携し、交通安全に向けた意識啓発に努めましょう。
- 日頃から地域でのあいさつや声かけを行い、高齢者や子どもたちを見守りましょう。

■ 基本目標Ⅲの目標指標

計画を着実に進めていくために、次の数値目標を設定します。

項目名	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
公共交通機関の利便性が充実していると思う市民の割合	25.6%	30.0%
自主防災組織数	129件	140件

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の普及啓発

地域福祉は、天理市で生活を営む市民一人ひとりが中心となって進めていくものであるため、一人でも多くの市民に計画内容の理解と協力を求めていく必要があります。

広報紙やホームページ、公共施設での配布などを通じて市民への周知を図ります。

2 市民、地域、事業者、行政の協働による計画の推進

(1) 市民・地域の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識をより一層高め、地域社会を構成する重要な一員であることの自覚を持つことが大切です。

日常における何気ない心配りはもちろんのこと、福祉施策への意見を表明したり、自らボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参加したりするなど、思いやりあふれる行動者になることが一人ひとりに求められています。

(2) 事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

また、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスの提供や、市民の福祉活動への参加の支援、福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

(3) 社会福祉協議会の役割

市民、事業者、市などがそれぞれの役割を果たすとともに、地域福祉の向上に向けて協働して取り組むことが必要です。

そのためには、まず地域の福祉活動の推進役である社会福祉協議会が、より一層中心的な役割を果たしていくことが求められています。そのため、円滑な福祉活動、福祉サービスの提供が行えるよう、社会福祉協議会の機能を強化していきます。

(4) 市の役割

公的な福祉サービスが、必要とするすべての人に行きわたり、適切に利用されるよう、住民やサービス事業者等と協働しながら、福祉ニーズを把握し、それに応じたサービスが提供される体制の整備を行っていく役割があります。

また、市民やボランティア、NPO等、社会福祉協議会、事業者等の民間団体の地域福祉活動が活発に行われるよう、普及・啓発や情報提供、支援などの環境整備を行っていく必要があります。

さらに、公的な福祉サービスと住民やボランティア、NPO等の自発的な福祉活動を結びつけ、調整するなどの中心的な存在としての役割があります。連携を図りながら、個性豊かな地域づくりの支援を行っていきます。

3 地域福祉の推進体制

地域福祉を推進させていくためには、地域福祉に携わる者同士が、活動圏域の階層ごとに求められる機能を発揮し、連携して取り組んでいく必要があります。

住民に身近な地域において民生委員・児童委員や事業者、福祉活動に取り組む人たちが連携を強め、ネットワークを充実し情報交換をすることによって、問題の早期発見・早期解決を図ることができます。

そして市圏域においては、保健・医療・福祉等の課題に、迅速かつ効果的に対応するため、市の担当課だけでなく、福祉関係機関や福祉施設との連携、関係課による連絡調整や、互いに協力し合う体制を整備するとともに、各種会議や研修会等を通じて福祉のネットワークを充実していきます。

4 計画の進行管理・評価

(1) 計画の進行管理

本計画を総合的に推進していくため、設定した定量的指標により施策の評価をするとともに、数値などでは計ることのできない利用者の立場に立った福祉サービスなどの適切な評価が行えるよう、市民参加の視点から意識調査や地域福祉活動関係者との意見交換会などを適宜行い、地域福祉活動に関する市民の意識や活動実態の把握に努めます。

計画の進行管理にあたっては、少なくとも年1回、行政による関係所管課で進捗管理を行い、計画期間の中間年及び最終年には天理市地域福祉計画審議会で進捗状況についての点検・評価を行います。

(2) 計画の評価・検証

計画を着実に進めていくために、次の数値目標を設定します。

項目名	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
生活支援ボランティア人数	25名 (令和2年10月現在)	75名
地域の通いの場の数	31か所	56か所
移動販売の利用者数	7,340人	10,000人
子育て支援拠点利用者数	16,162人	19,000人
放課後等の教育活動への延べ参加者数	1,936件	2,000件
自治会加入率	59.2%	60.2%
地域全体でお互いに支え合い助け合う機会や仕組みが充実していると思う市民の割合	32.9%	35.0%
安心して子どもを産み育てられる子育て支援が充実していると思う市民の割合	33.0%	40.0%
介護保険サービスや高齢者の自立した生活への支援が充実していると思う市民の割合	30.7%	33.7%
公共交通機関の利便性が充実していると思う市民の割合	25.6%	30.0%
自主防災組織数	129件	140件

資料編

1 策定の経過

日時	項目
令和元年（2019年） 8月14日	第1回天理市地域福祉計画庁内策定会議
8月30日	第1回天理市地域福祉計画策定ワーキンググループ会議
令和2年（2020年） 6月26日	第2回天理市地域福祉計画策定ワーキンググループ会議
7月14日	第1回天理市地域福祉計画審議会
7月～8月	地区懇談会開催（全9小学校区）
9月11日	第3回天理市地域福祉計画策定ワーキンググループ会議
9月16日	第2回天理市地域福祉計画庁内策定会議
9月25日	第2回天理市地域福祉計画審議会
10月～11月	関係団体アンケートの実施
10月16日	天理市地域福祉計画策定ワーキンググループ分科会 「包括的支援体制の構築に関する研修会」
11月10日	第3回天理市地域福祉計画庁内策定会議
11月13日	第3回天理市地域福祉計画審議会
令和3年（2021年） 2月24日	第4回天理市地域福祉計画審議会
3月5日～4月5日	パブリックコメントの募集
5月20日～5月31日	第5回天理市地域福祉計画審議会（書面審査）
6月24日	天理市地域福祉計画について（答申）

2 天理市地域福祉計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、天理市地域福祉計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画の策定及び変更について、調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体を代表する者
- (3) 社会福祉活動団体を代表する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。ただし、役職により委嘱されている委員が、その役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長が選出される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉部福祉政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

3 天理市地域福祉計画審議会 委員名簿

区 分		所属・団体	氏 名
1号	学識経験者	天理大学人間学部教授	渡 辺 一 城
2号	公共的団体を 代表する者	天理市区長連合会会長	森 田 修 (令和3年4月18日まで)
			小 山 恵 司 (令和3年4月19日から)
		天理市社会福祉協議会事務局長	寺 田 具 視
		天理市商工会会長	藤 山 和 徳
		天理市民生児童委員協議会会長	西 城 賢
3号	社会福祉活動 団体を代表する者	天理市障害者福祉団体連合会副会長	磯 野 晴 代
		天理市自立支援協議会会長	梅 本 育 子
		天理市長寿会連合会会長	中 田 勝 久
		天理地区医師会理事	小野崎 晃
		NPO 法人 Salon de kid' s ネット代表	矢 田 紫 真 子
		天理市北部地域包括支援センター センター長	小 西 大 志
		天理市民活動ネットワーク会長	桑 山 幸 代
4号	市長が必要と 認める者	天理市議会 文教厚生委員長	仲 西 敏 (令和3年4月21日まで)
			鳥 山 淳 一 (令和3年4月22日から)

4 用語解説

■サロン

地域の中で仲間づくりや多世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、福祉教育の場等へと広がる可能性を持つ。

■団塊の世代

日本において、第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代（昭和 22 年（1945 年）から昭和 24 年（1947 年）生まれ）。他の世代に比べて人口が多い特徴がある。

■地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることと、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいう。

■地域包括ケアシステム

生活上の安全・安心・健康を確保するために、住まい、医療、介護、福祉、予防、生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制。

■地域包括支援センター

介護予防のケアマネジメントを行う機関。高齢者に対する総合的な相談窓口、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントとしての機能もある。保健師または看護師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の 3 職種が配置されており、互いの専門性を生かして問題の解決に努めている。

■8050 問題

50 代前後のひきこもりの子どもを 80 代前後の親が養っている状態。ひきこもりの長期化、親の高齢化から、生活困窮や社会的孤立リスクが高い。

■ダブルケア

親の介護と子育てを同時にしなければならない状態。女性の晩婚化や出産年齢の高齢化を主な背景とする。

■ドゥーラ

「ドゥーラ」の語源はギリシャ語で「他の女性を支援する、経験豊かな女性」という意味で、家事も育児も、心配ごと、まるごと相談できる心強いサポーターのこと。天理市は、妊娠期から赤ちゃんとの暮らしに慣れるまでのお母さんに寄り添い、育児になれていくためのお手伝いをしている。

■ネウボラ

フィンランド発祥で、妊娠期から出産、子供の就学前までの間、母子とその家族を支援する目的で、地方自治体が設置、運営する拠点。また、出産・子育て支援制度のことをいう。

■ バリアフリー

もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障害者だけではなく、すべての人にとって日常生活の中に存在する様々な（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられている。

■ ボランティア

「自発的な意志に基づいて人や社会に貢献すること」を意味する。「自発性：自由な意志で行なうこと」「無償性：利益を求めないこと」「社会性：公正に相手を尊重できること」という原則がある。

■ ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方をいう。

■ PDCAサイクル

効率の良い業務管理や品質管理の手法。Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Act（改善）の順で行うため、それらの頭文字を取ってPDCAサイクルという。

